

Title	室町以前邦人撰述論語孟子注釈書(上)
Sub Title	The commentaries and lectures of Japanese scholars on Lun-yü (論語) and Mêng-tzŭ (孟子) in the middle ages (1)
Author	阿部, 隆一(Abe, Ryuichi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1963
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.2 (1963. 3) ,p.31- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000002-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

室町以前邦人撰述論語孟子注釈書考（上）

阿 部 隆 一

第一部 論 語

緒 言

漢籍中、我が国に於て、古今を通じ、最も愛読されたるもの、論語に如くはない。論語が何時本邦に将来されたか、その起源を明かにしない。古事記・日本書紀が、応神天皇の十六年、百済が博士王仁をして、論語十卷千字文一卷を貢進せしめ、時に太子菟道稚郎子は王仁を師として諸々の典籍を習い、通り達り給わずということなし、と伝えることは有名である。此が果して正確に論語渡来の嚆矢たるか否かは別として、いずれにせよ、論語が古く大陸文化移入の当初伝来し、夙に読誦され、感化を与えたことは、十七条憲法を始め、種々の事蹟文献に徴して明かである。

奈良時代、文物制度が整うにつれ、学制の設けも亦定まり、養老令の大学の教科目によれば、論語は兼習の必須科目とされ、鄭玄・何晏の両注によるべきことが規定された。これは唐令を摸しているが、唐と同じく、事実上行われ

たのは何晏の注で、鄭玄注は我が国に於ても、さほど用いられず、何時しか本そのものも亡失した。以後室町時代末に至るまで、論語の講読は第一に何晏注を以てすることが、永い間の学風であった。何晏注の外にいかなる論語注が平安中期頃までに将来されていたか、それを推察し徴拠し得る殆ど唯一の資料はかの「日本国見在書目録」である。その著録によれば、

論語十卷 鄭玄注 々々々々 何晏集解 々々六卷 陸善經注 々々義疏十卷 皇侃撰 々々疏十卷 褚仲都撰 々々六卷 々々義一卷 々々音一卷 々々弟子録名一卷 々々私記三卷

の十部である。うち、何晏集解、皇侃義疏を除き、他の八部は現存の資料から見ると、事実上殆ど用いられた形跡がなく、本そのものも佚亡に帰した。鄭玄注が古鈔本の書入その他に僅に見られるが、此は「經典釈文」所引のそれである。恐らく原本によつたものではあるまい。

何晏集解注に次いで、否その疏として併せて最も参照されたのは梁の皇侃の義疏である。義疏の将来が何時に始まるかは明かでない。本書は漢土に於ては宋に亡び（敦煌出土本にその零本が発見されたが）、我が国にのみ遺つた佚存書として有名であるが、伝存古鈔本は全て室町以降の書写にかかり、鎌倉以前に溯るものがなく、いづれも宋の邢昺の正義を一部竄入せしめ、且つ義疏の盛行したのは寧ろ室町時代である点から、現行本は宋本によるか、或は邦人の再編本ではあるまいかという説が一部に存する。併しながら、現本が必しも侃の旧形を悉く完備するに非ざることには明かであるが、竄入の箇所を除けば、書写の体式を別としては殆ど旧形に近いと推定される。その講読も室町時代に至って俄に始まつたのではなく、その由来は古い。康保三年（九六六）源順は「陪右親衛源將軍初読論語」詩の序（本朝文粹・扶桑集）を作り、文中に「不知其先聖微言、円通如明珠之義矣」と、此は皇侃序中の「論語小而円通、

有如明珠」の句に拠る。藤原頼長が康治元年（一一四二）七月八日義疏を閲し、廿九日に至って終了した（台記）如きは、平安時代義疏が既に閲読されておつたことを示す一例である。また、平安以来の博士家の論語の訓点を仔細に検討する時、義疏を参照した証跡は枚挙し難い。室町時代に入って、義疏を欄外等に書入れた集解本の鈔本が多くなり、義疏が急激に盛行したのは、論語の講筵の開かれることが多くなり、講説の爲には、集解では簡にすぎ、さらに詳細な注解が広く要求されるに至つたからである。

刑昺が詔を受けて旧疏を改定し、宋の真宗咸平二年（九九九）に学官に頒たれ、十三經注疏の一となつた「論語正義」が我が国に初めて入つた年代は明かでないが、藤原頼長が仁平元年（一一五一）九月、宋の商客劉文沖に要書目錄を附して、宋本の追送を委嘱し、その目錄に「正義」の題名が見える（台記）。鎌倉時代には将来されておるが、正義が多く用いられたのは、室町に入つて後である。併し、その利用度は皇疏に遙に及ばない。正義より皇疏を愛用したのは、後者が古くから伝つて親しみがあつたのと、正義が普及し始めた頃には朱注が伝わり、寧ろ新注の方に漸次魅力をひかれたのが、その理由の最たるものであろう。またその伝統の習慣性の外に、皇疏が室町時代に根強い影響力を有したのは、皇疏自体の注解の態度目的内容が、我が室町期のそれに全く一致していたからである。皇疏は六朝時代の經師の諸説を集成し、それを講義風に平易に敘述し、獨創的學術性を有するといふよりは、啓蒙的な講義本である。その文体用語法等より考えて、皇疏は元來皇侃が行つた講義の聞書筆録を整理して成つたものではあるまいかと筆者は秘に推測している。即ち皇侃義疏はその性格上、六朝時代に於ける、言わば仮名抄に該当する。此が室町時代の仮名抄盛行期の趣尚に合致したことは当然である。鎌倉時代禅宗と共に朱注が伝わり、禅徒より漸次博士家にも滲透して、新旧折衷の学風を生じ、終に室町末に至つては新旧が主客を転ぜんとして、近世に及ぶのである。

論語の読誦は必然その講義の存在を予件とし、密接不可分である。論語の典籍の伝来と共に、その講義が行われたことは想像されるが、それがどの程度であったかは文献にも見えない。朝廷に於ては春秋二期の積奠の儀には、經書の講義が行われ、大学に於ても明經博士の講座があつた筈である。朝廷に於て論語講義が催されたことを示す初期の記録としては、清和天皇の貞観三年八月十六日、「天皇始講論語」。正五位下行大学博士大春日朝臣雄繼侍講。」(三代実録卷五)と見える。平安時代に論語講義の行われたことは、当代の史書・日乗・漢詩文集等に幾多の徴すべき事例が散見するが、經書の講誦は博士家は別として、一般の摺紳・僧徒の間に盛であつたと稱し得ない。その間にあって、学究的な論語講習を行つたのは、仏典の講誦法を倣つた平安末の藤原頼長の論義である(「台記」久寿元年十二月)。

鎌倉時代後嵯峨天皇は儒道の振興を思召され、經書の講学も前代よりは盛況を帯び、龜山天皇より列聖屢々論語の連続講筵を禁裡に開かせ給いしことは、当時の日乗に記され、特に花園院の御講学、後醍醐天皇の側臣等の經書談義は有名である。併しながら、平安・鎌倉時代を通ずる論語講究は、その行われたという事跡が文献に録されるのみにとどまり、それが如何なる内容を有する講誦であつたか、どの程度に味読享受していたかの、講究の実況は、その聞書筆録の如き類の伝存するものがないから、知ることができない。また、我が国に於て、論語の注釈書が当時撰述されたことも、文献に見えず、後に紹介する論語の解題書たる鎌倉末書写にかかる曼殊院蔵「論語総略」以外にその遺品も伝わらない。

南北朝から室町時代に至つて、その文化上の一特色は、従来僧俗を通じ広く誦読されたのは内典か、国書では歌書物語であつたのが、時代と共に、その読書の範圍がやや広まって、經書・史書・漢詩文集の外典に及び、その読者層

も漸次厚くなり始めたことである。その時代の要求に応じ、従来殆ど仏典のみに限られた講説が、それに倣って、外典に対しても行われるに至った。かくて、論語の講習も、他の漢籍国書と同じく、漸次摺紳のみならず、僧侶・武將中央より地方に及んで、その講筵の開かれ、要望されること、その盛況は前代の比ではない。ここに、その講義の聞書、又はその講義の準備用としてのノートを整理した、所謂の仮名抄が輩出した。此は、元来は純粹の学究的な注釈を目的としたものでなく、あくまで、啓蒙的な講説、平易な講釈談義が本来の趣旨である。經書講説の中心主力をなしたのは、当時の明經博士家たる清原家である。こゝに至って、初めて邦人の手になる論語の注釈書が撰述されたのである。

従って、我が国の論語伝来の由来は古く、その誦読の歴史も長い。併し、その伝流史を顧み溯らんとする時、鎌倉以前は残念ながら甚だ資料に乏しい。その資料としては、史書・公卿の日記、記録・文書、当時の漢詩文集、その他の典籍等から關聯事跡を摺輯するか、それ等所引の記事から間接に推測する外ない。併しそれ等の多くは単に事跡・事項を物語るのみで、積極的にその内容を詳にするものではない。他の文献から採輯した關連事項を資料として構成する研究方法は、それ以外になお有力な資料を有する室町時代についても、それ等の多くが未発見或は利用困難な理由もあって、従来の室町以前の儒学研究については、足利衍述氏を除く研究者の多くが執った態度である。この方法は輕視すべからざる重要なものであるが、あくまで間接的、傍証的な意味を有するにとゞまらざるを得ず、隔靴搔痒の憾みを免れぬ。それならば、それ以外に有力にして直接的な資料に何が存するのであろうか。

我が国の漢籍の講読は、所謂の訓読式で、純粹の意味で外国語として読むのではない。それは一種の国語読みであり、正確には翻譯を意味する。従って訓点を附するということは、それ事体その背後に何らかの解釈が既に先行して

いることを示すものである。従って訓点は味読解釈の端的な表現結晶である。我が国の論語の古鈔本の殆どには訓点
が附され、鎌倉より室町末に至るまで各時代の写本は筆者の管見に入るもの百廿余部が伝存する。論語の写本は不幸
にして平安朝に溯るものは伝わらぬが、その訓点の基礎は平安時代に成ったことは明かである。博士家の訓点はその
性格上、保守的で固定性を有するが、その墨守性の中にも各時代の流れに伴って、僅かながら訓点にも差異が見られ
それは講説進展の推移を反映する。しかもそれ等写本の中には、詳略の差はあっても、首書傍注の書入が記入された
ものが多い。それ等書入は当時の講究の跡の実状を物語る最も有力な資料の一つである。従って、室町以前の我が儒
学史の研究には経書古鈔本に見られる訓点書入は最も有力な第一等資料をなすものである。併し残念ながら、この逸
すべからざる資料についての従来の調査研究は儒学研究の意義に於ては殆ど利用されず、閑却されているに等しい。

古写本類に比し、更にその内容が豊富にして直接的な資料は、言うまでもなく、邦人が撰述した注釈書類である。
併し、前記の如く、我が国の論語注釈の歴史はその起源は古くとも、現存の資料を以てしては、実質的には室町時代
に始まるとせねばならぬ。しかも訓点と注釈とはその性格上、不可分の関係にあり、両者の考察も亦離して別々に為
すわけに行かぬ。従って訓点書入を有する古写本と注釈書とは両者相いまって、資料としては、その講誦伝流の全貌
を具体的に示し得るものである。

以上の理由から本研究は、室町以前の論語の伝流講究の実状を、主として、現存の古鈔本と注釈類との調査を通じ
て、明かにしようとするのがその趣旨である。併し、便宜上、本稿に於ては邦人撰述の注釈書類の考証に限って、古
写本類のそれは別稿に譲ることにする。

一 論語総略

曼殊院蔵〔鎌倉末〕書写本一巻

卷子表装。表装は近世新に補ったものである。白地小葵綾裂表紙。紙幅二八・五糎。見返は雲形模様金紙。軸頭は水晶蓮弁飾り。紙背には薄葉紙を以て総裏打ちの補修を加えてある。本文は今紙背となつてゐる十通の消息文を翻して書写され、烏糸欄を施し、界高二三・五糎、界幅三・八糎。行草体、各行十七字、注小字雙行。朱筆の句点、墨筆の訓点・声点を加えてあり、所々行間句末に撰者が下したと思われる傍注が記されてある。墨付本文総計百七十四行。書写年代は記されていないが、紙背の消息文書の書写は鎌倉時代と見るべく、本文も鎌倉後期、少くも南北朝初を下らぬ鈔写と判断してよい。

本書に最も早く注目し、世に紹介されたのは恐らく故足利衍述氏であろう。併し此も氏の「鎌倉室町時代之儒教」(八六七頁、本稿に於て氏の著書よりの引用)は、同書のみであるから、以下書名を省略す)に僅か六行の簡要な解説を下されたのみである。その後武内義雄博士は「論語皇疏校訂の一資料」(「日本学士院紀要」六卷)と題して、本書所引の皇侃義疏の文が現存室町旧鈔本の訛語を正し得ると同時に皇疏の原形を想像せしめる重要資料たる点に着目されて、本書所引の皇疏を懷徳堂本と比讎して皇序の原典批判を試みられた。この曼殊院蔵本は戦後間もなく重要文化財に指定されたが、上記二氏の外殆ど注目されていない。此は本書が京都の曼殊院蔵本以外に他に所在を見ず、且つ未刊本の故もあろう。本書は巻頭に、

論語総略　・大綱　・題名　・本之同異
・註者姓名　・二十篇目錄并篇次大意

と、大題を署し、その下に小題を記してある。その書名から直に想察し得る通り、本書は論語全巻を総括した解題書

で、大綱以下五項目に分つて、それを概述する。その叙述は撰者が私見と自己の文章を以て綴つたのではなく、卷末の「篇次大意」の末尾に、

前二十篇次叙之義粗取王侃疏意聊以鈔之

と自ら注記する如く、殆ど皇侃の義疏の文を撮録して各項目下に配纂した体裁で、その引用は皇疏の外には、たゞ程子の文五条を引くのみである。第一の「大綱」の項では、論語の内容・成立・撰者・価値について、皇序より三条・程子の文五条を引く。特に論語に対する読者の態度心構えに関して程子の新注の説を挙げたのは後述するように刮目すべきである。第二の「題名」については、皇序より引証すること三条、論と語との字義を説明する。第三の「本之同異」は、その末に「取要委如序」と注する如く、皇序を節録して魯論・斉論・古論・張侯論のテキストの伝流異同を述べる。第四の「註者姓名」は何晏序にあげられた弘安国・馬融・鄭玄・包氏・周氏・陳群・王肅・周生烈・何晏の名を列記し、その下に本貫・字号・官職等を簡単に注記する。第五の「二十篇目錄并篇次大意」は、論語十卷各卷所収の篇目をかゝげ、次に学而以下廿篇について、皇疏の各篇首にある毎篇の主旨と各篇間の次序聯関とを説いた疏文を撮鈔して終る。

本書の体式・内容は以上の通りであるが、その撰者・成立年代については確実な証跡を提出することはできない。併し、本書は引用文以外の撰者の文が和臭を帯びた擬漢文体であるのは、それが邦人の編纂になることを示す動かし難い証左である。曼殊院本の書写が鎌倉末頃である所から、本書の成立もそれを降らず、程朱の学が旧注に対抗する新注として意識され出した時期の新学風を反映した纂修と看做すべきであろう。曼殊院本が編者の自筆本であるか否かはもとより知る由もないが、成立後さほど時を距てぬ書写になるものではあるまいか。本書は「註者姓名」と写し

ているが、この場合の「註」は従来「注」の字に作り、「註」と作るのは宋学者から始まった風習で、我が国に於ても、古来の慣習は「注」の字に作り、その伝統は室町末までほど続くが、室町時代に入ると注・註両字の混用が多くなる。しかるに本写本が早くも「註者」と写してあるのは、書写者が意識せる業か否かは別として、漸く宋学の風氣に染まり、新註の書籍になじみ出したことを端的に物語るものである。

「註者姓名」の項の末尾に、

是者皆今所^レ講^{スル}、論語註^一者也、此以後至^ニ于^ル唐末^一、註^{スル}此書^一者、不^レ可^ニ勝^テ計^フ、其名^一姓^者、如^ニ別^一本^ニ記^ニ云^カ々

と見える。その「別本」とは、本書の外に更に別本の編輯があつたという意味か、或は広く集解皇疏以外の他の本を指す意味にも解することができる。もし前者のようにとれば、その別本とは論語本文に対する注釈書でもあろうか。その意味の別本に該当すると類推される如き遺品は現在何等伝わっていない。しかしその別本がもしあつたとすれば、本書と同じように、集解・義疏・集註等からその注文を節略して輯集した類であろう。こゝで思い合せられるのは、「花園天皇宸記」に拝される左の御記事である。

上皇は元亨四年三月より、論語談義を開かれ、その講義の手控用に抄をものし給うた。御日記に、

今日始講論語、師夏為講師、隆有卿已下六七輩、序并学而篇四五章談之、委細不能記之、(元亨四年三月廿七日条)

此間抄論語末書^{皇侃疏已下}数部類聚之^{之外無他、為談義也、書本経、其下注各義也、}(同三月廿八日条)

論語談義、光繼、公時、家高、只三人也、公時講尺之、雖無人為不闕式日也、每句有甚深重々之義、明珠蘊含六合之譬誠哉、只恨、末代学者知其一、不弁妙理涉萬端而已、余聊示学而一文之浅略之義、諸人初開悟、此書為聖

人之言、仍每章有無辺之深義、淺見者淺得之、深見者亦深識義理、不得体道孰尽其義理乎、(同四月二日条)

此間論語抄出之外無他、今日、第一学而為政兩篇終了、疏正義并近代学者注等部類、并他書又抄入之、仍不可有尽期、然而先以疏正義集注等抄出之也、(同四月七日条)

また、この年(十二月正中と改元)の晦に「今年所学目録」として列記し給いし中に、

論語自一至二談義了、論語皇侃邢昺等疏并精義、朱氏竹隱注等、同自一至二抄出了

と、即ち、上皇は皇侃義疏・邢昺正義・朱子語孟精義・朱子集註等(竹隱注は不明)(注)からその善きを探りその要を輯めて抄を宸撰されたのである。その御抄は不幸今伝わらず、拝伺するを得ないが、その体裁は恐らくこの論語総略の如き形であつたことと想察し奉る。本書がその解説に於ては殆ど古来の旧学の伝統に従つて、皇疏によりながら、論語の義理を究める態度に関しては程子の説を執つたのは、上皇が記誦浮華の文章の学を排して、義理の新学を重んぜられると共に、しかも宋学が陥り勝な虚学の弊を堅く戒められて訓詁の撰学を廃止し給わぬ御学風に一脈通うものがある。本総略はかゝる鎌倉末南北朝初に生成せる学風裡に醞釀された産物である。本書は論語の総轄的な解説としては、洵に簡にして要を得、すっきりした内容を有する。しかも以下紹介する次の室町時代に現われた清原家を始めとする幾多の抄物のいづれもが、論語解題の点に於ては、本書の内容の埒外に出るものではなく、實質上はそれを幾らか敷衍し和訳したにすぎない。

抄物とは元來、抜き書きの意味で、注の要を抜き書きすること、乃至は諸注の要約を纂輯せるものの謂である。この抄物の前階梯は、一テキスト本に諸注を節録記入する書入、裏書・勘物の類である。此等の書入を別にまとめ、単独に書写される時、抄物となり、それ等の最初の動機は自己の勉学或は講義用のノートに資することから発したも

のであろう。更に進んで或る程度読者を予想して、講義の聞書筆録を整理し、或は講義筆録風の平易な文体で注解を下したのが、所謂の仮名抄に転ずるのである。その意味で本書は外典抄物の原形的な典型を示すものである。上記の花園院の論語談義は翌正中二年も継続され、何時終了したか、また第三以下の抄も物され給うたか否かも、宸記現存本の闕脱の為に、伺い得ぬが、既に論語経文に対する抄物を宸纂遊ばれた事実、本論語総略の内容、殊に別本云々の記事から推し、また当時の儒学享受の水準に鑑みる時、次の室町時代の抄物に進転展開し得る全容を内包せる抄物（本書の如く諸注を撮録纂輯した形の）が当時既に成立しておったのではあるまいかと想像せしめるものがある。その遺品が現在何ら発見されていないとしても、その推測は決して突飛なものではないと思う。今は失われて、その内容が如何なるものか、また論語本文の全注であったか否か詳にし得ないが、当時宋学の講説家として有名な玄恵法印の論語抄と伝えるものが室町初にはまだ存したことは、中原康富の日乗「康富記」に、

参_二伏見殿_一候_二御読_一、左伝之後、孟子講釈申、欲_二退出_一之处、玄恵法印抄出論語之明文一部被_レ下_レ之、仮名注仕可_二進上_一之由、被_二仰下_一、（文安四年五月七日条）

と見える所から知られる。この玄恵の抄なるものも、恐らくその体式は本書の如きであったと思われる。とも角、本論語総略は、邦人撰述論語注釈書中現存最古本であり、また古注新注折中の権輿を示す現存最古の遺本として年代上重要なのみならず、以上のようにその内容が当時の学風の実情を推測せしめ且つ次の時代の進路を暗示せしめる意味に於ても、片々数葉の小篇と雖も、我が国論語伝流史上洵に記念すべき文献と言わねばならぬ。

本書に引く程子の言五条のうち、二条は論語集註の序説中の四条からとり、他の三条は朱子四書集註の現行本そのものには見えず、四書輯釈や四書大全等の朱注末書に掲載する所謂「読論語孟子法」中に存する。併し、静嘉堂文

庫藏元覆宋刊本、書陵部・内閣文庫藏元延祐五年河南開封尹趙鳳儀刊本、台湾国立中央圖書館藏元延祐五年温州路学稽古閣刊本の如き、宋元槧本は概ね序説の次に、「読論語孟子法」を附刻する。従って本書は、この種の宋・元板の集註を使用したか、或は早く我が国に渡来した朱注の末疏を参照したものと思われる。

(注) 「朱氏竹隱注等」の句は、「朱氏竹隱の注」或は「朱氏の竹隱注」の意か、或は「朱氏・竹隱注」と解すべきか、問題が残る。通例としては、前者の如く解するのが穩当であろう。併し、朱熹が竹隱と号したとは聞かぬから、恐らく「朱氏」は朱熹の「論語集註」を指すものと思われる。「竹隱注」とは何人の注なるかは不明であるが、ただ思い当ることがある。即ち、朱彝尊は「経義考」卷二一九に、「李氏用論語解」なる一書を著録し、「佚」として、解説して曰く、

陳璉表墓曰、元生諱用、字叔大、李忠簡公昂英、嘗以其著論語解、進於朝、授校書郎、不就尋遷承務郎、以旌其高、理宗御書竹隱精舍賜之、

広東通志、李用東莞人、所著論語解、究明伊洛奧旨、以溯洙泗之源、訓詁明白、便於講誦、學者伝習之、と。李用の伝は「広東通志」卷二百七十列伝三の外に、近くは「国粹学報」第三年第三冊の黄節の「黄史列伝」中の「李用張斐伝」にある。それによれば、用は、制科を棄て、周程の書を読み、門を杜すこと三十年、学者の従って遊ぶ者が多く、自ら竹隱と号し、人称して竹隱先生と言った。李昂英がその賢なるを聞き、「論語解」を朝に進め、詔して校書郎を授けたが、用は著書は豈干録の為に計んやと言つて、受けずして帰った。宋の滅びんとするや、その壻熊飛をして義兵を起し、文天祥の麾下に属して王事に勤めしめたが、飛の敗れるや、用は遂に東のかた日本に走り、師を乞うて恢復を計つたが果さず、宋の遺民を以て日本に流離し、詩書を以て教授し、日本に卒したと伝える。黄氏曰く、

日人咸称之曰、夫子用通倭語、所伝皆濂洛之学、竟畢於日、日人以樂隊一部送其喪婦、今莞俗喪葬以樂、其人皆倭衣倭帽以象之、号過洋樂用之遺風也、

と。用が我が国に亡命したことは、広東通志が引く「東莞志」の記事によるのであるが、日本側の史料は見当らぬようである。「身浮海至日本、以詩書教授、日本人多被其化」という東莞志の記事を信ずれば、用が程朱の学を我が国に伝え、またその著「論語解」も我が国にも同時に将来され、「竹隱注」と称されることはあり得ることである。従って花園上皇が使用遊ばされた

「竹隠注」なるものは、李用の撰になる「論語解」に該当するのではあるまいかと想像できぬことはない。併し此は現在の史料のみを以てしては、未だ臆測の域を脱せぬ感がある。

二 論語 発題

慶応義塾図書館蔵永正十六年書写本一冊

元表紙は白色厚手楮紙（二七・一×二〇・四糎）であるが、今は標色地の覆表紙が附してある。元表紙の左肩に「論語発題」と墨書、その下に小字二字が見えるが擦れて識読し難い。本文は墨単辺（二〇・一×一五・九糎）有界九行、各行二〇字、注小字雙行。天に一線を画して欄眉を作り、その幅四・五糎。全卷一筆、楷書を以て鈔写し、室町時代風の詳細な訓点、随所に読仮名を附し、朱引朱点句点等が下してある。上層又行間には本文の字句故事に対する首書・傍注を極めて細字で、種々の書より引用して、周密に書き加えてある。本文三十三丁、卷末の書写奥書に、
永正十六年己卯二月九日書畢 心毀
とある。

慶応義塾大学附属研究所斯道文庫蔵〔室町末近世初〕書写本一冊

栗皮表紙（二九×一八・二糎）、但し此は後補の改装で、原料紙の天の部分が少し裁断され、首書の上端が失われておる。墨単辺（二〇・一×一三・四糎）有界九行、毎行大字十七乃至二〇字、小字雙行二〇字。朱筆句点朱引を附するが、訓点は簡略で、所々加えるのみ。随所に首書の記入がある。全十三丁。前本に比し、図以下の部分がない。筆者の管見に触れた本書の単行本は上記二本であるが、香川大学藤川正数氏の教示によれば、高松旧藩主松平家に

藤原惺窩書写と伝える一冊を蔵する。書影の照片一葉を以て見た所では室町末の書写であろうが、惺窩の手写ではない。此には慶応義塾図書館本の末尾の「儒氏源流」の部分がな。末だ閲覧をなし得ないが、成實堂文庫には本書二本を蔵し、「成實堂善本書目」によれば、一は、

一冊。室町時代写本。八行十六字。注雙行。加朱墨点。論語の卷首なり。渋江・森氏旧蔵。

他は室町写集解論語に附記したもので、発題の末に「于時享祿四天大呂中漣之日越人源朔書之」の識語ありと。この「論語発題」なるものは元来、単行であったのか、それとも集解或は義疏の卷首に附したものであったのか不明であるが、筆者の目に触れた附冊本は次の二種である。

大東急記念文庫蔵〔室町末〕書写論語義疏附冊本

墨筆単辺（一九・五×一五・八糎）、本文は有界九行、発題の部分は有界八行、各行二〇字注小字雙行。殆ど雙行小字書きである。朱筆句点朱引墨筆訓点を附し、天に一線を引いて上眉を作り、その幅三・八糎。頭注の書入が多く、此は前掲本のそれとは異なる。この本の発題の部分は本文とは異筆であるから、別本と思われる。従って、最初から義疏本に附してあったものか、元来別々にあった単行の発題本を、便宜上義疏本に配して一緒にして置いたものか、明かでない。発題の部分には錯簡があり、図は慶応本と少異が見られる。

国立国会図書館蔵文明十四年本奥書〔江戸〕写論語義疏附記本

茶褐色表紙（二七×一九糎）。字面高さ約一九糎。每半葉九行各行二〇字注小字雙行。朱・藍・緑筆を以て校合書入が加えてある。末の本奥書には、

文明十四寅年三月於足利官濃山口茅檐下書之

と。即ち、足利学校本系である。この発題は論語義疏の巻頭に附してあるもので、「史記世家曰」を除いては全て小字雙行に書写してある。慶応本に比し、内容の掲載順序に些少の差異が存し、且つ図以下がない。

関西大学泊園文庫蔵写本論語義疏附記本

未見。香川大学藤川正数氏の御好意により、写真を恵まれた。それによると、每半葉九行行二十六字。発題の部分は雙行。武内義雄博士の「論語義疏」校勘記によれば、「審其筆勢、蓋慶元以後所鈔」と。大阪藤沢氏泊園書院旧蔵。この発題は、図以下が無い。

国立国会図書館蔵の書入の周密に施された室町後期頃書写の論語集解十卷一冊本も、巻初に「論語発題」と題するものを附する。併し、この発題は、以上紹介した「論語発題」とは同じものではないが、密接な関係を有する。写本は巻初冒頭に、「論語発題」と題し、次行「論語序／何晏集解」と記して、皇疏を附した何晏序を掲げる。この何晏序と学而篇本文との間に、八頁に亘って、細字雙行を以て、「発題曰」に始まる、論語の総括的な解説が記してある。この論語解題は、ここに紹介した論語発題、皇侃義疏、清原家論語抄からの引用文と「私云」と冠した書写者の自記から成る。その最後に、今の義疏の中には、邢昺の正義の文が混入している点につき、

又侃是梁人也昺是宋人也宋梁五代后也一本載事義不穩后人蓋日本載也 九華洛東福寺講命吾時皇侃疏不載
邢昺正義一本見之也

と、即ち正義を義疏に竄入せしめたのは後世の邦人の為せる業と断定し、また東福寺に於て竄入のない本を見たという極めて注目すべき事項を記している。この九華というのは、足利学校第七世の痒主であった九華のことである。写本全体が九華の筆蹟か否かは今断定をさし控えるが、この発題八頁の部分に限っては、その筆蹟は九華の自筆と認

定してよいようである。即ち、この発題は、九華が「論語発題」その他を参考にして、自記したものと思われ、特に清家抄からの引用は、後に紹介する鏝阿寺蔵九華書写「論語遺忘記」の冒頭の「論語起」の部分と殆ど一致する。

本書は論語の解題書であるが、前掲の「論語総略」が経学上純正な内容を有するに比し、本書は甚だ蕪雑な要素を含む文を各書から援引混合した編纂である。その意味では極めて南北朝から室町時代の風潮を反映した色彩が濃厚である。慶応義塾図書館本に拠って、その内容を記載の次序に順って掲げ、その引拠の材料が何に基いているかを分析して、本書の性格を検討することにする。

巻初は、孔子の譜系・履歴・歿後孔氏世系を記し、互に重複する記事を含む三種の引用から成る。いずれも元來は史記の孔子世家、孔子家語から流れて、雑な要素を挟んで、くずれたものである。一は出処を明にしないが、鵜飼石齋校点の「四書大全」の標注に引かれた「孔子通紀云」はこの文に些か類する。同書が単行書か否か筆者は知らない。第二は「孔子殷末孫云々」として、契から孔子の父叔梁紇に至る世系説話で、この文の出処は未詳。第三は「混天図曰」として孔子の誕生説話を述べる。「混天図」は、平安末の覚明の「三教指帰注」を始として室町時代に至るまで、かなり引用される書名であるが、いかなる書であるか明かでない。筆者の見た「混天図」と題する単行書は、慶応義塾図書館蔵〔室町〕写本一冊のみである。同書は、巻首に、「混天図云」と題し、その下ほぼ三字をおいて、「唐書」と題する。この書例から見ると、「唐書」は通例、「混天図」が小題なるのに対し、大題と考えられ、正史の所謂「唐書」の如く思われるが、新旧唐書とも、その中には「混天図」或は同書に該当する内容は含まれていない。この「唐書」とは何を意味するか審かでない。

この慶応本「混天図」は「首君盤古王天地人三才首治天下」に始まり、歴代皇帝を王朝毎に掲げ、その下に諱・即位年・在位数・崩年等を雙行に注し、間々事件を繋げてあるが殆ど仏事に関する。宋の「光宗皇帝」の次に「今上皇帝」とかかげて、年号のみを注記し、「……淳祐三年已上此次第当日本四条院也日本八十六代目玉也畢マ」以下唐断ニナルト云 元ン金ン明ン 以上十七ニテハツルナリ」と終る。ただ、この慶応本「混天図」には、本発題に「混天図云」として引いている文は見当らない。両書は全然別本なのか、或は慶応本は記事内容が甚だ簡単であるから、鈔者が抄写して本朝の年号等を補った略本かもしれぬ。いずれにせよ、この「混天図」は室町時代盛行して旧刊本も存する「歴代年王紹運図」（宋諸葛深編）、「歴代帝王編年互見之図」（宋馬仲虎編）の類と思われる。

次は、「凡論語之濫觴、自孔子而起也云々」と論語の成立を述べる。この文の出処も明かではないが、この文は編者の自作と思われる節もある。次に「河南程兩夫子」（下の雙注は元の倪士毅の「四書輯釈」中の二程伝の注文をとる）と題して、集註朱序に引かれた「程子曰論語之書、成於有子曾子門人云々」の語に輯釈の注を小字にせず連続せしめる。以上の所を斯道文庫本等は全て雙行に写し、国会図書館蔵文明十四年奥書本は、輯釈注を除いた程子曰の言葉のみを、前掲「孔子殷末孫云々」の文の前に置く。次に「史記世家曰」と冠して、集註の「論語序説」の全文（何子曰云々以下を除く）、皇侃義疏の皇序の全文、並に皇疏を附した集解何晏序の全文（皇疏本に拠る）を掲げる。斯道文庫本・文明十四年本・泊園本は此に止って、以下を欠く。

ただ、朱序と皇序との間に、黄帝より聖文宣王（孔子）に至る世系及び礼記檀弓からの「孔子蚤作云々」の文（鄭注を附し経注共に小字雙行に写す、但し斯道文庫本は所々注を省略）を挿んである。また、皇序の次に、慶応義塾図書館本のみ舜五臣・殷三仁・文王四王・武王乱臣十人、斉威王四臣・五霸・秦三良・漢三良・四君・漢二疎の名数が

記されてある。最後に、井田関係、一乗・千乗、宮門、宮殿、八風八音、星座、廟、孔子弟子、祭器等に関する図が漢文の解説付きで附されてある。此等の図は宋末明初にかけて流行した纂図互注本の類か、何らかの坊刻の類書の如きものからとったものと思われる。

成實堂本は未見の為め知らぬが、本書の上記諸本の中では、慶応蔵永正本のみが、末に「儒氏源流」と題する一文が加わっている。その末尾に小字で「見搜神記之初」という注記が附してある。この搜神記とは晋の伝奇小説のそれではなく、「三教源流搜神大全」と題する道家流の勸善書を指すのである。同書の板本には幾種存するか筆者はよく知らぬが、筆者の見た本は慶応義塾図書館蔵明万暦頃の刊本である。七卷三冊の帯図本で、封面には「三教源流聖帝／仏師搜神大全」と題し、この書題二行の間に細字で「西嶽天竺三国蔵板」と刻し、また上に「四知館楊麗泉梓行」と印する。内題なく、尾題は「西天竹蔵板三教源流搜神大全卷終」、版心には「三教搜神大全」と刻する。卷初に、儒氏源流・釈氏源流・道教源流と孔子・釈伽・老子三聖の伝記を記し、次に玉皇上帝以下天王に至る、著名な道士・高僧（俗信仰伝説話上の鬼神の類も含む）の列伝を輯録したものである。三教と言っても、その中には儒林は殆ど含まない。文中に元朝のみは、「聖朝至元六年」の如く記し、ただ最後の方に僅か、「大元時」、「皇明洪武初……永樂十七年……」と誌す所がある。従って本書は永樂頃撰述されたか、或は元末に成立したものを明初に増補したものである。本書には元刊本も存するという。（酒井忠夫氏著「中国善書の研究」参照）

慶応蔵永正本は、同書の儒氏源流の部分の全文を録して附したものである。同書は明代民間の三教一致の思想信仰の流行に伴って、坊間にかなり普及し、その増補板に「新刻出像増補搜神記」六卷（万暦富春堂刊）や類似書が他にも出ている。室町時代にかかる俗書というべき書物が輸入され、読まれたということは些細なことではあるが、極め

て興味深いものがある。

本書は以上の如き内容から構成されるが、当時の論語注釈の代表的な集解・義疏・集註の三序を中心とし、それに孔子の伝記と論語解説に必要な図を添え、要するに論語の全貌と要綱を読者に会得せしめるのが、編者の編輯趣旨である。それに無批判に老・仏両家の要素を混入せしめたのである。本書と同じ様な動機に発し、傾向を共にする纂輯本は、古文孝経の孔序に劉炫の述義の注を割裂配纂した「孝経直解」であり、また室町時代に現れた朱序にのみ四書輯釈の注を附した学庸章句のテキストである。両書については既に筆者は考証を試み、その論は本書にもそのまま推及できるので、詳論は省くことにする（本誌第一輯「本邦中世に於ける大学中庸の講誦伝流について」大倉山論集第八輯「室町時代邦人撰述孝経注釈書考」参照）。本書は孝経直解と同様に、編者は仏家であろう。「発題」なる名称については、慶応本の手鈔者は「発―起也或以明也、題―首也或端也標也」と傍注を附している。「発題」なる語は「開題」と同様に元来仏典の術語から来たものであろう。即ち、「はしがき」の意である。「発題」を書名に用いた例は、「毛詩発題序義一卷梁武帝撰」（隋書経籍志）の如く既に六朝時代に見られ、隋書経籍志や日本国見在書目録には発題と題する書名がかなり著録されている。またこの熟語は宋元の三教一致風の著書に比較的多く使用されている。例えば、その代表者の一人である林希逸はその老・荘・列の鷹齋口義の序を「発題」と題している。本書の成立は、慶応本の書写が永正十六年であり、国会図書館蔵本の本奥書は文明十四年であるから、それを下限とし、室町時代も比較的前期に溯るのではあるまいか。応仁の乱後永正頃の仮名抄流行期になると、本書に見られる如き粗笨な三教一致流の夾雑物は漸次洗除され始めているからである。

嘗て筆者が前掲の論文で論じた如く、本書も孝経直解等と同じく、教授受講の便宜必要から編されたものと考えられる。前掲両書とも足利学校に深い関係を有していたが、本書も前記の如く、足利に於て文明年間書写した義疏本の

卷首に附綴された一本、また足利学校の九華の筆になる別種論語發題一本を伝えることは、極めて注目すべきである。確証をあげ得ないが、論語發題・孝經直解・輯釈附注学庸朱序本の三書とも或は足利学校に於て、編纂されたのであるまいかと筆者は推察するのである。この推測を更に強めるものに、やはり足利で書写されたという以上三書と同じ類型に属する老子河上公章句本が存する。一は「経籍訪古志」に宝素堂藏として著録された河上公章句で、「首有虜斎林希逸口義發題一篇、……上有層欄、卷尾記于皆天正六年戊寅孟夏下旬写之、関東下野州足利之内学校下真瑞」と。この本は現所在不明であるが、他は現に戸川浜男氏が架蔵される天正六年書写河上公章句一冊で、同じく首に林希逸の口義發題を附し、層欄行間に書入が夥しく、奥書に、

長享元年丁未八朔於野之下劬利陽鱸堂之倚／昼旃蓋雌霓弄聲之呼訛半羊焉馬之差舛句々／有之庶幾乎俟質正於儒林之巨擘者也海棠窠／中之棠庵識旃／於足利学校／于時天正六戊寅三月廿八日南春書之

と。恐らく此も訪古志著録本と祖を同じくする同系本と思われる。我が国では古来老子は河上公章句に拠ったが、南北朝以後、宋の林希逸の口義が入ってから、次第に口義が歓迎されるに至った。この趨勢に依じて、河上公注本に口義の序のみを附記したテキストを作って便に拱したものであろう。

室町時代に成立した論語抄の悉くが、孔子の伝、論語の成立を敘するに際し、使用する資料は、本書の含むその範囲を出ない。その部分を比較的詳述する宣賢の聴塵、宣賢の講と思われる論語抄、仏徒の撰と見られる「魚日津梁」の如きもその例にもれない。併し、それは本書がそれ等の種本となったと考えるべきではなく、寧ろその逆で、本書の撰者及び成立年は不明としても、清原家等が論語解題に際し、当時使用した資料類を悉く採輯して成ったのが本書と云うべきであらう。

三 論語集解序鈔

慶應義塾図書館蔵〔室町末〕書写本一冊

淡茶褐色表紙（二一・六×二〇・八糎）。後表紙を欠く。題簽がもとあつたらしい跡があるが、今失われ、内・外題共なく、書名は筆者が仮に附したものの。字面高さ約廿三糎。每半葉十行各行字数不等廿七字内外。朱筆の句点朱引、墨筆の訓点が施さる。墨付八丁。

本書は集解何晏序の抄であつて、序を十二段に分つて、序本文を録し、その次に行を改めず、注すべき字句を録して、その下に注を記す。その注は主として皇疏を割裂配纂し、外に後漢書、排韻氏族大全、事文類聚、邢昺正義、元の王元善の四書通考、金の孔元措の孔氏祖庭広記からも引用する。末に「見于経註者之分」と題して、馬融已下皇侃に至る七家の略伝を記し、皇侃の伝には大明一統志よりの引用を以て注する。中に稀であるが、仮名抄が僅に交つており、それが清原家の抄に属する所から察すると、本書は恐らく清原家関係者の手控えであろう。

「論語年譜」には、秀賢の歿年に繋けて、「清原秀賢、論語序説一卷を撰す。」とある。同書にはそれは何に基づくか、出処を明記していないが、著者林泰輔博士の未定稿の手控たる「日本経解総目録前編」（林家蔵）には、

論語序説一 清原秀賢 一冊 吉田家

と著録する。博士は吉田家に於てその書を披見されたのであろう。秀賢の論語序説というのは、こゝに紹介した本がそれに該当するのではあるまいかと筆者は想像するが、勿論確証がない。本書は秀賢の編と見て、内容上不都合はなく、寧ろふさわしいものである。

四 清原家講論語抄類

(イ)種本 東山御文庫本系

東山御文庫尊藏應永廿七年称光天皇宸翰並五条為綱奉勅写本一〇卷五冊

栗皮表紙(二九×二二糎)。字面高さ約二四・五糎。每半葉十一行各行字数不等。経文を録し、二字下げて片仮名交りの国字解を記す。第一・二冊には朱筆句点朱引が附され、第一冊のごく最初の方の経文にはヲコト点訓点が施してある。各冊末に「皇統文庫」の方形朱印を捺す。第一冊は全卷称光天皇の御親筆にして、末に

應永廿七年 躬仁

と署し給う。時に宝算廿歳にまします。第二冊以下は、各冊末の奥書に、

蒙 勅写之五条三位為綱書(花押)

とある通り、五条(管原)為綱が勅命によって鈔写し奉ったものである。

外題はなく、各冊首に、每冊所収の篇名章数を記せる目録を附す。本書の題名は卷初・末共に単に論語と題するのみであるが、たゞ次の篇にのみ、

論語衛靈公第十五 凡四十九章
今四十一章 聽塵卷之八

論語陽貨第十七 凡二十四章 何晏集解／俞吾聽塵卷之九陽貨第十七集注二十六章

論語子張第十九 凡二十五章 何晏集解／俞吾聽塵卷之十

の如く題する。小口書も宸筆と拝され、「論抄(或は論打カ)一之四(五之八・九之十二・十三之十六・十七之廿)」

と記し給う。

称光天皇は清原良賢の子頼季を侍読となし、應永廿年十一月には孝経の進講を受けられた（続史愚抄・舟橋家譜）。また「康富記」應永廿四年九月六日の条に、「少納言、参内、御読書、論語卷二」と見えるから、頼季をして論語をも進講せしめられたのである。即ち、本書は論語御講習の際、親しく宸筆を染め給いしものと拝しまつる。

第二冊以下は普通考えれば、五条為綱が称光天皇の勅を蒙って、應永廿七年前後に書写したと解すべきであろう。併し、そう解するには些少の疑点がある。為綱は為視の男、従二位（尊卑文脈従三、諸家伝従二に作る）宮内卿、生歿の年を明にしない。尊卑文脈等によって、為綱の前後の世系を示せば、

為視（康安二年薨、七十二歳）——為綱——為守（大学頭式部少輔従四位上、早世）——為清（左大弁正三位参議、嘉吉二年薨）

正確に知り得ないが、右の系譜から推測すれば、應永廿七年前後は為綱は仮に生存中としても、極めて高齢の筈で、果して存命であったか否か。為綱が鈔写し奉ったのは、或は應永廿七年よりかなり前で、勅とは後小松天皇の勅ではないかとも考えられる。即ち、通説とは反対に、称光天皇が宸筆を以て、第一冊を補写遊ばされ、補配し置き給うたものと想像されぬでもない。

ちなみに、桜町上皇は寛延元年八月廿六日、官庫御蔵の称光天皇宸筆の論語抄の始めを親写あらせられ、権中納言広橋兼胤をして以下を写さしめられたことが、「八槐記」に見える（「論語年譜」五九〇頁）。

米沢市立図書館蔵〔室町末近世初〕書写本一〇卷五冊

濃茶色地に艶出し行成表紙（二七×二二糎）。字面高さ約二四・五糎。每半葉十二行。第一冊の前半のみ朱点朱引

を附す。外題に、「論語抄」と記し、第四・五冊にのみ前掲本と同様「論語聴塵卷之七（八一十）」と題する。各冊初に「米沢藏書」の印あり。箱書には、「魚日抄論語抄 五冊」と墨書してある。

足利衍述氏は東山御文庫本を解説した箇所にて、この米沢本にふれて、「因に云ふ、林泰輔博士の論語年譜に、『米沢図書館所蔵の論語抄は、此書と同じものなり』と記せり。此は誤にて、米沢本は直江山城守の旧蔵に係り、清原宣賢の講義にて、下に著録する論語聴塵なり」（八六六頁）と言われた。併し此は論語年譜の説が正しく、足利氏の断定は謬っている。

大東急記念文庫蔵〔慶長〕書写本一〇卷（卷七・八欠）四冊

濃茶褐色表紙（二八・三×二〇・五糎）。今は袋綴であるがもとは包背装。題簽「論語抄 自一至四」。扉左肩に「論語 主文甫」と墨書。各冊首に「船橋藏書」の朱印あり。船橋（清原）家旧蔵。字面高さ約廿四・五糎。朱点朱引を附し、経文には朱ヲコト点を加え、国字注は経文より一字下げて鈔写する。第四の尾に、

慶長八卯歳十一月十七日 梅龍院法印 文甫 生年 正甫 一徳法眼 六十六

卷四の尾題の下に「清原良道」の署名、卷十の卷末に、「慶長八卯十一月十二日」の識語を存する。

建仁寺塔頭兩足院蔵〔室町末近世初〕書写本一〇卷（卷六以下欠）三冊

本文共紙素表紙（二七・五×二〇糎）。外題「論語口義」。字面高さ約廿一糎。每半葉十二行、朱点朱引を附す。筆跡は林宗二の男で、兩足院に住した梅仙禪師のそれに似ている。

以上の東急・兩足院兩本について、足利氏はそれぐ別種と看做し、後者を後掲の靈雲院蔵本と同種となし、且つ、兩本とも清原宣賢の「論語聴塵」の省略本と解説された（八六九頁）。併し、此は間違で、兩本共に東山御文庫本と

同種である。

慶応義塾図書館蔵〔室町末近世初〕書写論語抄附記補入本二冊

本写本は後に紹介する成篁堂文庫等蔵の文明七年の跋文を有する論語抄と同種の抄物であるが、それに欄外行間、その他随所に押紙を貼って、密行細字を以て、この東山御文庫本系の抄が書入れられてある。但し、全巻に互って記入されず、巻初より里仁篇の富与貴章に終って、以下に及ばない。筆者は嘗て「慶応義塾和漢書善本解題」(三七頁)に於て、本書を解題し、この書入の抄を宣賢の抄と記したが、此は当時未だ東山御文庫本を拝見し得なかつた調査の粗漏に基く誤りで、この機会に訂正させて頂く。

なお、此も後に論及する大東急記念文庫蔵論語大全十九冊本は、五山の僧の編と思われるが、その大部分は本抄を少しく節略して掲載し、それに清家外の抄を僅に増補したに過ぎない。特に全巻中の前三分の二は十中九までは殆ど本抄そのまゝである。

本書は冒頭に於て、論語の撰者・成立・論語の二字の字義等を解説した上で、何晏序・論語本文を詳に注解する。その注解は極めて平易な和文で、最初経文に即して解釈し、次に必要に応じ、圈で囲んだ「注」の字を標して、集解注の難字を摘出して、その字義を釈すること、その体裁は正義注疏本のそれに倣っている。以下の清原家の論語抄の体裁は全て殆どこの形である。先ず本書の内容の一端を具体的に知る為に、里仁篇の「朝聞道夕死可矣」の章の箇所を引用しよう。

朝聞道夕死可矣(筆者注本聞下脱
道字今依他本補)

子曰朝聞道——朝夕ト云ハ、近キニトル、字ノマヽニ、不可心得、皇侃カ心

ナラハ、孔子ノ鳳鳴不至、河不出図、吾已矣ト云テ、当時ノ無道ヲ、ナケカレタリ、若シ世ニ、道アル事ヲキカハ、死ヌトモ、遺恨ナシト云リ、一説只聞レ風聞レ雨ト云方ニハ、非ス、耳ニ、キクニハアラス、心ニ悟ルヲ云也、○道トハ、亶物当然ノ理也、人ノ人タル理也、○聞レ道トハ、心ニ此理ヲ悟ルヲ云、朱子カ、一端豁然トシテ、貫通スルト云ハ、此理ヲ得タル処ヲ云、学者カ、此境処ニ不_レ至、白髮スルマテ、五経六籍ヲ、モテアソフトモ、只暗中ノ、シワサ也、コレ、枉_テ、一生ヲ、スコス者也、既ニ、此境界ニ至ラハ、死トモ、無恨也、人トシテ、人タル理ニ、暗クンハ、禽獸草木ニ同シ、タトイ長生不死ヲ得トモ、不可也、此理ヲ、エハ、則死ヌトモ可也、(東山御文庫本による、以下同じ)

第一の注解は集解注の「言將至死不聞世之有道也」と皇疏の「歎世無道、故言、仮使朝聞世有道、則夕死無恨、故云可矣、(以下略)」に拠る。次の一説以下云々は、明記しないが朱子の集註をとったもので、しかも、単に朱子の本註のみならず、その末疏類も参照しており、それは恐らく倪士毅の「四書輯釈」を使用していると思われる。本書の著者がそれ等の原注をいかに利用しているかを察する為に、輯釈の本章の全文を掲げて、両者を比較してみよう。

道者事物当然之理、苟得聞之、則生順死安、無復_{扶又}遺恨矣、朝夕所以甚言其時之近、生順死安四字、本張子西銘、存吾順事没吾寧也、

○程子曰、言人不可以不知道、苟得聞道、雖死可也、又曰、皆實理也、人知而信者為難、死生亦大矣、非誠有所得、豈以夕死為可乎、語錄道不外乎日用常行之間、患知之未真耳、知得到信得及方是聞道、故雖死可也、若以聽人之說、為聞道只如此、便死亦枉死了○聖人非謂人聞道而必死、但深言道不可不聞耳、蓋將此二句來反之曰、若人

一生、而不聞道、雖長生亦何為人、而聞道、則生也不虛、死也不虛、若不聞道、則生也枉了、死也枉了、○聞道不止知、得一理、須是知得多有箇透徹處、○黃氏曰、此所謂聞道、物無不格、理無不通之謂也○陳氏曰、此聞非徒耳聞、謂心悟也、即融會貫通處為學、若不到此境、雖皓首窮經、亦枉過一生、已到此境、雖死無憾、亦不虛了一生也、○馮氏曰人不知道、有愧於生、道罕得聞、人無不死、使誠聞道、雖死、何憾、曰可矣、非謂必至於死也、○齊氏曰、子貢猶謂性與天道不可得聞、必如曾子之

唯而後能聞爾、○胡氏曰夫子但以夕死為可、而今兼生順言之者、惟其生順而後死安也、果能有所聞、必不肯置身於一毫不順之地矣、○饒氏曰、人不聞道、則動作云為是非皆不知、冥行而已、枉在天地間、做人既聞、方知、為子必不可不孝、為臣必不可不忠、每事順理而行、生既順理、則俯仰無愧、其死方安、問、如曾子得正而斃、方死而安、曰、曾子唯聞道所以須要易簣、曾元唯未聞道、惟知以姑息愛其親、故以幸至且為請、此章重在聞道、不在死生、○通曰、道者人之所以為人之理、聞道者、此心真有得乎此理、朝聞道、朱子所謂一旦豁然貫通者也、苟無平日積累之歎、必無一朝頓悟之妙、謂之人而昧其所以為人

之理、与禽獸草木同生死、可乎、不可乎、縱使有長生不死之說、亦復可乎、不可乎、可矣二字、令人惕然有深省處、

兩者を対照する時、本書が佞屈な宋儒の注をいかによく咀嚼し、その要を摂取して、さらりと消化した注釈を下しているかが明瞭となろう。ここに例証した箇所は比較的新注に多く拠った箇所であるが、本書は全体としては、当時の学風から見て当然であるが、主として、集解注・皇侃疏を基礎とする。言わば皇侃疏による国字解である。間々刑昺正義を参照するが、此は旧注を主とした時代としては予想外に少い。それは既に関心が新注の方に向けられておったからであろう。旧注を主としながらも、朱注を「近注云」として、旧注に併べて掲げる所が極めて多く、右の引用の如く、明記せずに採用しておる所もかなりある。しかも仁義礼智信、性・道・心・一貫の義の如き宋学特有の術語を含む箇所に至っては全く新注による解釈である。旧注を棄てて、全く新注を採用する所は勿論であるが、新注の義も参酌する所も含めれば、恐らく新注を採用する所は半ば以上に達するであろう。その引用を見ても、単に朱子の集註のみならず、かなり多くの宋元の程朱学者の説を引証するが、それ等は全て「四書輯釈」に纂輯された範囲を出でず、明かに同書に拠ったと認められる証拠をあげ得る。従って本書は、新注については、室町時代を通じ我が国に於て朱注の代表的な疏として重んぜられた「輯釈」を参考したものと思われる（「四書輯釈」の我が国への伝来と室町時代に於ける地位については本論集第一輯の拙稿参照）。他に本書が参照した注は唐の韓愈の撰と伝える「論語筆解」で、数ヶ所引用しておる。他に程朱学派に属さないが、宋の張九成を引く所が一条存する（後述参照）・困学紀聞・太平

御覽・博物志の如き書も見えるが、此等は左程重視すべきではない。要するに本書は皇疏と朱注を折中した態度である。併しそれは異質の説を単に羅列するに止る如き、竹に木をついだような感を決して与えない。

本書は皇疏を主としながら、朱注の善きはできる限り参究に資そうと力める所が見られ、旧注による解注の中にも、その用語には宋学風の表現が多々看取されることは、新注による董染が漸及しつつあったことを思わしめる。かなり原文を引用するが、煩わしくなく、長い伝統を有する旧注の解釈は言うまでもないが、新注の理解も行きとどき、全体として極めて平易明快で、精熟した格調を有する。

本書にはその撰者及び成立年を何等記す所がない。併し抄中に屢々「当家ニハ」或は「清家ノ説」と称し、本書の内容趣旨が次に紹介する清家の論語抄類と全く一致するから、その著者が清原家の人たることは間違ない。本書の最古写本たる東山御文庫本の書写年記が応永二十七年（一四二〇）であるから、成立年はそれを下限とする。本書に引用する四書輯釈は元の至正三年（一三四三）に刊行され、それが何時我が国に渡来したか知らぬが、同書が比較的早く我が文献に現れた所では、義堂周信が「空華日工集」にこの書を挙げていることで、それは康暦三年（一三八一）のことである。この期間の清家の学者は、

良兼（^{一二三六}延文六年卒）——宗季（^{一二八三}永徳三年卒）——良賢（^{一四三二}永享四年卒）——頼季（^{一四一九}応永二十六年卒）

である。その中で、最も文学・経術を以て当時に鳴ったのは良賢で、南北朝室町初の清原家の家学を振興し、後光厳・後円融・後小松三代の侍読に補され、応永四年出家、常宗と称した。退隠後も八十有余の長寿を完うし、当代の耆宿と仰がれ、盛に経書の講筵を開き、教えて老を忘れた様子は「康富記」等に見られる。応永二十七年前後の論語の講説については、「康富記」によれば、応永二十四年八月六日を初出とし（その前から開始されていた様である）、講

を終えたのは同二十五年七月四日で、

〔高〕倉淨居庵論語談義今日終者也、万里小路宰相已下公家人々三十人許也、僧達百三十八人、已上百六十人余也と、その講筵の盛況ぶりが察せられる。良賢はまた新注の講究にも力を傾けたことが知られ、本書の撰者に擬するには、凡ゆる条件に合致して、最も適わしいと言い得る。併し、本書里仁篇「三年無改於父之道可謂孝矣」の章に、

子曰三年——学而ノ篇ニアリ、重出也、但此ニハ、其半ヲノス、学而ハ、孔安国カ注、コレハ、鄭玄カ注也、イヤガキニハアラス、此語の末ニ、尚語カ、アリツヘシイソ、若失錯シタリヤト、良賢御申ケリ、

とある。この「良賢御申ケリ」という句は、両様の解釈を容れる余地がある。本抄はその文体用語表現法から考えると、元來講義の聞書であつたらしく、それを整理したものであらう。本書が講述の聞書筆記とすれば、筆録者が講師を客観化し第三人称視して録する可能性がある。その場合本抄は明かに良賢の講たること動かし得ない証拠となる。他面、「良賢御申ケリ」という口調は良賢以外の人が、良賢の説を引いて語つた如き響きも与える。かく解せば、本書の抄者は良賢ではなく、良賢と同時代人かその後の人ということになる。良賢外に上記の条件に適うのは、良賢の子、頼季以外にない。頼季は應永廿四年称光天皇に論語を進講申し上げたことは上記の通りで、本書は或はその進講の手控乃至講義筆記を整理して成つたかもしれぬ。上に言及した東山御文庫本の第二冊以下の五条為綱の書写年代が、もし應永廿七年より、更に溯るとするならば、本書の撰者は頼季に非ざることとは明かとなる。併しいずれにせよ、清原家の凡ゆる抄物は一個人の撰述というよりよりは、累葉の家学研鑽の歴伝積重の合作と認めるべきであるから、本書の直接の撰者が良賢ではなく、仮に頼季としても、その基礎の多くは良賢の抄に負うか、少くとも良賢の講説がその成立に最も与つて力あつたことは想像に難くない。

本書の講説の中には清家の秘説として、特有の解釈を幾つか説く所がある。その訓読については別論に譲り、その外の例を紹介してみる。八佾篇「周監於二代、郁郁乎文哉、吾從周」の章は、新旧両注とも周の文華の盛なるを讚美して、吾は「周二從ハン（と欲す）」と解すのに対し、「周二從フ」と訓じ、

家説ニ、六ノ卷ノ初ニ、先進後進ノ更ヲ云ル処ニ、吾ハ当時ノ、文花ハ、イヤ也、古ノ、先進ノ質朴ひつナルニ、從ハント云リ、此章ト、相違セリ、コトハ、周二從ト、ヨムヘシ、孔子周ノ文章ヲ、ホムルニ非ス、ナゲク心也、文花ヲ改テ、古風ニ、ナシタケレトモ、孔子ハ、位ナシ、キラハシケレトモ、周ノ文章ニ從テ、アルト云心也、清家ノ秘説也

と。子罕篇「子欲居九夷或曰陋如之何子曰君子居之何陋之有」の章につき、当家ノ説ニ君子居リト誦也、孔子ハ日本ノ安寧ノ懿徳ノ時分ニ相当レリ、日本ノ君ヲ指テ君子ト云リ、孔子ノ九夷へ往ント云ルハ日本へ来ント云事也、日本ハ君子マシマセハ、何ヲイヤシカラント云ル也、日本ヲ君子国ト云ル証拠アリ（以下略）

と。また、憲問篇「君子道者三我無能焉仁者不憂知者不惑勇者不懼」の章に於て

知仁勇ノ三ニ日本ノ三種ノ神器ヲ含リ、鏡ノ照刑〔筆者按刑当妍〕熾則知ノ用也、玉含温潤則仁之徳也、劍能剛利則勇之義也、三種在天下、猶三光麗天、鏡ハ日、玉ハ月、劍ハ星也、以有三光而為天、以伝三器而為天子云、秘伝知仁勇ノ徳ヲ備へ坐マサハ則三種ノ神器ヲ身ニ備タマヘルナルヘシ

と説く。この三徳を神器に比定する説は神皇正統記や伊勢神道の説が清原家に入ったものである。此等秘説の中には聖徳培養の講に侍すべき明経博士としては、時代的意義を有するものもあるが、概ね牽強にわたったものが多く、

論語の経解そのものゝ学術的価値から見れば、特記すべきほどではない。

本書は皇疏朱注を折衷して、夫々の原注をよく味読した結果の祖述敷衍であつて、獨創性を發揮した底のものではない。併し、本書は我が国に於ける論語注釈書の現存本中の権輿の榮を荷うものである。その祖述は美事な消化振りを示し、特に所謂の義理の解に於て宋学の要諦を点じたのは本書を活気あらしめている。特に注目すべきは、室町時代の経解書の代表作たる清原宣賢の「論語聴塵」が文章そのものも本書を継襲し、以下紹介する清原家の論語の抄物の全てが、本書に基づき、それ等は本書を更に増補潤色したにすぎない。後続の論語抄物は以下に論証する如く、實質的には本抄の範囲内の広本略本の系列に属する諸異本と称してよい。即ち、従来清原宣賢の功に帰せられた清原家の抄が内容形式共に、遅くとも室町初期良賢時代には既にその骨髄が成立し、宋学摂取享受の結実も従来の学界の説よりも遙に溯り得ることを証明するものは本書である。本書の所々に、「私云」「私抄」「私加之」また「師説ニハ」という如き言葉が見える。此は、今伝わらぬとしても、本抄の前に、その基礎となつた抄が既に成立していたことを物語るものである。清原家の論語抄の成立はかなり古く溯り得ると考えねばならぬ。従来宋学の本邦伝流史は室町時代以前にあつては、諸記録の中から年代的事象を拾う間接的方法による外なく、その摂取理解の水準がどの程度に達していたかの実状を具体的に推察し得る当時の著作資料に乏しかった。本書はそれを如実に明かに詳にする最も古く溯り得る資料である。そしてそれを最も遅く見ても應永廿七年と年代的に証驗するのが、東山御文庫蔵本の称光天皇の御識語にあることは洵に慶賀すべきである。

(口)種本 清原業忠講論語聞書

国立国会図書館蔵天文四年書写本二冊

原装ではないが、古丹表紙（二九×二二糎）を以て覆う。元表紙は本文共紙、中央に、

論語聞書全 常^忠一御講／建仁寺大昌院天隱聞書也

と墨書す。第二冊の巻末の遊び紙にもほゞ同様の墨書がある。全巻裏打を施し、料紙の原寸は縦二七・五糎。字面高さ約二五・五糎。細字周密。巻頭内題に

論語序 常^忠一御講 建仁寺大昌院天隱聞書也

「命吾里仁第四抄」の如く題する所もある。巻末に左の書写奥書を有する。

于時天文四未年七月六日／環翠軒宗友〔尤〕御本申請書写早命曰建仁寺／大昌院書早不可有外見而已／頼□（花押）

即ち、この本は清原業忠の講義を建仁寺の天隱龍沢が書き留めた聞書で、環翠軒宗尤清原宣賢蔵本を天文四年に頼□（奥書の頼の下の一字識読し難し）なる者が転写したものである。本抄は論語全巻に亘っているが、所々全然注のない箇所がある。この写本に別に欠丁があるというわけではないようである。

業忠は、頼季の子宗業の男、明経博士に補せられ、後花園・後土御門二朝に侍講し、大外記、大蔵卿と為り、長祿二年正三位に進み、同年十月退官、確髪して常忠と号し、應仁元年薨ず、年五十有九。業忠は学識富贍、朝野五山の間に崇仰され、朝廷・公卿・將軍・僧俗に經書を講ずること頗る多く、清家中興の祖と称される。「碧山日録」に、

本朝諸儒、用清家中家菅家江家南家式家善家之学、経之与紀伝、各異厥業、凡七氏家、有不墜先緒而教授者、又有怠学反術、廢其家伝者、又有其家無嗣而纔名存者、而今外史業公、積精深思、通達其旨、頃大開講肆、議説論語尚書左氏伝及諸典、其弁如飜波、天下学者皆師之、以公出故、清家之学大興也（長祿三年四月廿三日条）

と。又、桃源瑞仙曰く、

日本ノ大外記環翠老人清三位法名常忠ハ、得講書三昧、第一等ノ名儒ナリ、前関白一条殿下ニ次テハ、古今無双ノ名儒也、余皆陪其講筵、親聽緒論矣（百衲襖第五冊識語）

と。天隱、名は龍沢、黙雲と号す。文明十四年建仁寺を董して大昌院に住し、後にまた南禅寺に陞位し、明應九年寂す、年七十九。五山文叢の耆宿と仰がれ、講説に長じ、学徒のその門に趨るものが多く、開講に虚日なかつた。中年儒書は業忠の門に質した。「天隱文集」所収の天与清啓に与うる書中に、自ら

余自去月随古雲侍史、儼府中民屋、而卜環翠先生之隣、其志在聽絳帳余論、所恨、十年之前、不定斯策、と言っているのを見れば、天隱が業忠に傾倒することいかに深かつたかを知る。

本書は、各章の首句を抽出して、その下に講義体の和文を以て注釈を記したものである。他の抄が殆ど逐語的な講釈の速記に近いのと異り、字句の講述よりは寧ろ、経義の大意、問題点の要旨を極めて簡潔に録してある。併し短文の中に、急所を尽くし、よく業忠の口吻をも伝えているのは、講者の蘊蓄もさることながら、聴講者の学力造詣のしからしめる所でもある。前掲の抄と同様、集解・皇疏・邢疏・朱注を取捨折衷した講説である。例証に、前記同様「朝聞道」の章からあげれば、

○朝—イツモ道カヲコナハレヨカシト思者ハ聖人也サルホトニ風〔鳳〕鳥〔鳴〕不到河不出図ナント歎事ヲスル朝ニ道ヲ聞テヤカテタニ死トモ我ハサン念トモ思ウマイ此注義如此一説云ク此聞ノ字ハ聞レ風聞レ雨様ナ聞テハナイ心聞ヲ云タ也人ハ万物ノ靈也人ハ居ニ天地之中ニ作ニ天地之心ニサテコソ万物ノ中ノ靈ヨ人ハ上首也天ヲ首ニシ足ヲ地ヘ向ヘタ禽獸ハ中首也首カ前ヘ向タ草木ハ下首也首在地サルホト二人ノ万物ニマシタ事ハ治定ソ万物ヨリ靈事カ有ト自知シテコソ人ヨ朝夕随意ノ振舞シテ細々ノ唾欲テハ一向禽獸ヨ人ノ神ナル事ヲ知テコソ朝ニ此道ヲ聞

テタニアラハタニヤカテ死トモ何ノ様カ有ランソ生死一致ノ^{廻(カ)}聞ルホトニ也サルホトニ聞ハ心聞也真聞也先達ヲ
尋ネテ問モ此レヲ問也

と。このように、表現の差はあつても、解意はほど前掲の論語抄に襲因している。併し本書は他の清家の抄に比し、幾多の特色を有する。業忠が「其弁如飜波」と評されたことは前記の通りであるが、本抄はきびきびして活気に満ち、機鋒の鋭さは諸所に閃閃する。その態度は批判的で、清家の抄の多くは旧新両説をあげるに止って、多くはその適否取捨に及ぶことは慎重であるが、本抄はそれを明確に断言する所が多い。為政篇攻異端章に於て、新注が長々と異端の説に論を費すに對し、

六籍五經之外ハ皆異端也ヤス／＼ト心得ヨ聖人ノ事ヲセヨ別ノ事ナシソマテ也宋ノ随分儒トモカ種々ニ云タハ無用也異端ノ出来シタハ孔子以来ノ事テコソアレ孔子ノ時ハアルマイ也儒カラハ楊朱墨翟ヲ異端トセンカ老子ニハ孔子ノ礼ヲ問タホトニ異端ト云イ事ハ如何楊墨ハ孔子ヨリチツトサキ也楊墨ヲ異端ト云テ攻打^ゼタハ孔〔孟カ〕子也孟子ヨリハ孔子ハ百年前也宋儒カ以后ノ事ヲ種々云タハ無用也

と。先進篇子路曾皙章、「暮春者春服既成、得冠者五六人童子六七人云々」については、

六七四十二人に見タモアリ未熟ナ□子ヲ曰童子也只ソレハ散レハサモアレトモナニセウソ只童子アマタモナイト見タカ面白也曾点ヲ堯舜ノ氣象ト伊川カ云タハナントアラソ曾点ハ狷者ノ方テコソアレ但此処ハ一端ハ似堯舜

氣象

という如き洒落な表現も見せている。業忠の名声は高いが、その著作・抄物と確証できるのは本聞書と次掲の正平版論語への書入注のみで、本書は詳細な抄ではないが、清家中興の祖の名に値する識見力量を見るに足るものがある。

本書に於て興味あることは、從來全く看過されたことであるが、本聞書には宋の無垢子先生張九成の説を引く所が次の如く四条存する。

論語ノ伝ト云本アリ此章ノ下ニ載タ詞ニ云タ春秋以来天下人棄ニ礼義ニ自ニ貪欲ニ錦□繡□嘯風吹月以ニ思無邪之理ニ見則豈亦有詩乎ト云タ（為政篇詩三百章、「論語伝」が張九成の撰たることは後述。）

ソレナラハ何トテ二人トモ不レ云二人テハイサカウタ者也張九成引屈原漁父々々ノ□ヲ共ニ糟ヲス、レ泥ヲ揚ヨト与悪人混乱セヨト云タ此文ハ不屈不漁サテ中庸ヨ如屈原則近于伯夷如漁夫則近于莊子（述而篇我三人行章）張九成カ此□子カ誤タト云タ也ソレハ挙直ニハ合タ枉者ノ直ニ成タ□子ハナイ也四凶賊ヲモ流タホトニ枉者カ直クニ成タ処ハナイ也自挙一人則自不仁者ハ遠ル也（顔淵篇樊遲問仁章）

性——近ハ似トハ無垢カ云タ六朝人モ如此云タ宋儒ハ別ニ云タ（陽貨篇性相近章）

また述而篇の「甚矣吾衰也久矣吾不復夢見周公也」の解について、東山御文庫本系・本書を始め、清家の抄にはいずれも、一説として、

一説孔子ノ、吾十有五而志ニ于学ト云ル、学ハ、周公ヲ学ヘル也、孔子少キ時ハ、周公ヲ、志サセル程ニ、飲食寢処モ、周公也行歩言語モ、周公也、故ニ夢ニ、アラハル、モ、周公現ニアラハル、モ、周公也、孔子ノ盛ナル時ハ、功夫モ熟シ、学力モ増シテ、周公ヲ、セントセサレトモ、自周公ニ到ル、飲食寢処モ、不期シテ、周公ヲ見、行歩語言モ、不期シテ周公ニ合フ、故ニユメウツ、ニ、アラハル処、往トシテ周公ニ、アラスト云事ナシ、孔子ノ年老スルニ及テハ、夢モナク、ウツ、モナシ、夢寢トモニ、消滅ス、周公ノ心者則、孔子ノ心也、孔子ノ念ハ、即周公ノ念也、孔子ト周公ト、ニアル時コソ、夢ニモ見ルヘケレ、周公ノ外ニ、孔子ナク孔子ノ外ニ、周

公ナシ、故ニ夢ニ周公ヲミサル也○甚矣吾衰ト云ハ、孔子ノ道ノ、衰ニハ、アラス、血氣ノ衰ル也、貞ハ老衰シ玉ヘハ、道ハ弥盛ニシテ、徳ハ益大ナル也（東山御文庫本）

と、独特の解釈を出し、此は後に清家の秘説とされ、聴塵の兩足院本のこの箇所の上欄には「口伝」という書入がある。併しこの東山御文庫本には、この文の冒頭の「一説」の右傍に「張氏伝」という細字の肩書がある。即ちこの説は実は九成の説に由来することが判明する。次に紹介解説する清原宣賢の「論語聴塵」には、雍也篇子游為武城宰章の、「汝得人焉耳乎哉」の焉耳乎哉の助辞につき、一説を挙げた後に、「張氏論語伝」を引く。即ち、

孔子子游ニ問云、武城ノ内ニ、賢才ノ人ナトアルヘキヤ、汝所ヘ、来ルコトアルヤト云、焉耳乎哉ハ、四字共ニ置字也、皆是句ヲ送ル辞也、秘説一説云〔兩足院本この上欄に、「耳哉口伝」と標記〕、四字マテノ置字ハアマリニ長シ、コレハ女得タリヤ人焉ト、ヨミ切テ、耳乎トヨムヘシ、焉哉ハ、ヤノ点ナリ、辞字ナリ、耳乎ハ、耳語也、汝人ヲ得タルヤト、サ、ヤキ玉フナリ、哉ノ字ハ、唐本ニハナシ、張氏論語伝云、其曰焉耳乎者、則又聖人之微言也、又焉者イヌル実辞也、若鄭有レ人焉是也、耳者シハラクノ且辞也、若陳平如ニ冠玉耳是也、乎者疑辞也、若夏レ齊乎夏レ楚乎是也、以ニ乎字、而可四以下三其為ニ真賢、以ニ耳字、可四以下三其甚賢、以ニ乎字、而可四以下三其人未レ審其果賢与レ不賢、辞隱微不見形迹、則聖人之於人、可謂忠厚長者、而幾天下之自勉於道義也、惟深味而熟究之、乃於此三字、見聖人之存心、云々

と、この耳哉の説は清家の秘説とされるが、此も九成の示唆から来ていることは明かである。里仁篇里仁章に於ても「聴塵」は、「張氏云」として引用する所があり、恐らく、此も九成の「論語伝」よりの引用と思われる。衛靈公篇子張問行章の、「子張書諸紳」の紳を文字通りの大帯と解すべきではないとして、本聞書に於て、業忠は初めて、「皆

ヤスノ心得タ我等ハ平江帯ノ端ニカキノケタ事カサテハナニカアランソ此レハ湯盤ノ銘ナントノ様ニハアルマイ我紳ハ敬テイタ時ハ目ノ前ニアル者也物ヲ思念スル時ハ服膺ト云テ膺ニカキツクルソレヲ紳ニ書スト云タ帯ニ文字ヲカイトハ人前ヘハ不可出也」という新解釈を提出した。この新説は業忠が初めて見出した説として、宣賢以下に継承されるが、(困種本論語抄はこの業忠説を紹介したすぐ後に続けて(即ち以下の引用文は八四頁引用文の後にすぐ接続)、

浄忠カ、申シタ義カ、多ク、疏正義近義ニハ、御座ナイカ、アルソ、但シ、張氏注ト、申物ヲ、近フ見テ候ヘハソレニ浄忠カ、申シタ義カ、多フアルソ、注者カ、ヲホイホトニ、定テ、ナイ事ヲハ、申スマイソ、爰ノ義カ、

張氏注ニ、アルヲハ、存セヌソ、何トモ申サレヌソ(日光輪王寺慈眼堂天海蔵本に拠る)

と、業忠の独自の説、引いては清家の秘説と称するものの中には、九成の説に基因するものが多いことを洩らしている。

張九成、字は子韶、無垢子と号し、銭塘の人、宋の哲宗から高宗の頃の人、伝は宋史卷三七四、宋元学案等に見えその所著については、「中庸説」(四部叢刊)の卷末に、その裔孫張元濟が記した跋文が要を得ている。その著書は巻帙宏富であったが、その大部分は亡失した。九成の論語に関する著は、宋史藝文志に四書詳説五十卷、論語解十卷、郡齋読書志に論語拾遺一卷を著録するが、此等は今伝ならず、「論語絶句一卷」(未見)が藝海珠塵集に収められておる。併し「論語伝」の題名は諸書目に録する所がなく、四書詳説・論語解と同一書か別書たるかも明かでない。ただ、九成には「孟子伝」の著があり、その残本二十九卷は四庫全書に著録し、四部叢刊にも影印された。「四庫簡明目錄標注」に、「季自有宋刊本三十二卷、題張九成孟子解」と録する記事がある。此は「伝」とは別本の、郡齋読書志著録の「孟子解三十六卷」を指すかもしれぬが、或は「孟子伝」は「孟子解」とも題され、同一本と考えられぬこ

ともない。と同様に、「孟子伝」の著あれば、「論語伝」の著あってしかるべく、或は「論語伝」と「論語解」とは同本に非ざるかとも推察できる。「経義考」卷二一六には、「張氏九成論語解 宋志十卷 未見」と録し、次に、

周必大曰淳熙九年正月御筆問張氏論孟伝是誰作論議如何必大回奏曰此是張九成撰議論明白而以洛中程氏為主と、九成に「論語伝」の著のあったことを伝え、且つ「論語解」と同一書の如く解している。また「経義考」は、前掲の九成撰と題する「論語絶句」について、

周輝曰張无垢甥于恕哀集語録十二卷其間論語絶句讀者疑焉蓋公自有論語解亦何假此發明奥義嘗叩公門人郎擘擘云此非公之文也

と。「論語伝」は不幸伝わらぬが、「孟子伝」から考えると、その内容は恐らく訓詁の字義を穿鑿したのではなく、大意を發揮した議論体で、或は韓退之の論語筆解に類したものであろうか。

九成の思想は元来三教一致の風を帯び、禅意を以て儒書を釈するとして、朱子学派からは痛烈な駁斥を受けた。併し、その儒仏道一致の風は却って室町時代の我が風潮に合致する所があった。九成の著宋版「中庸説」は、鎌倉時代早くも円爾禅師の将来する所となり、普門院蔵書目録には、「無垢先生中庸説二冊」と著録し、その六卷中前半三卷の残本は現に東福寺に伝存する。諸目録に逸された九成の著老子無垢子註の如きも室町末から近世初にかけ我が国ではかなり読まれ、江戸前期の和刻本も出ておる。九成のこの「論語伝」も何時しか我が国に伝わり、清家帳中の秘となったものと思われる。

(ハ)種本 清原業忠講説書入正平版論語單跋本

大東急記念文庫には中川なる者が詳細な書入れをなした正平版論語單跋本一〇卷五冊を架蔵する。その本は、欄外

・行間・遊紙・空欄のみならず、張紙・補紙をも使用して、全巻に亘って書入が極めて周密であり、経注文には朱筆ヲコト点・墨筆訓点が丁寧に附してある。書入と同筆蹟の奥書に、

中川子七十九歳加朱墨両点与紹龍沙弥了

論語全部首書謂師講者清三品業忠卿講義也

中川子八十二歳舐犢之余書之所与於紹龍侍者也

明応第七曆戊午仲春下旬時正誌之

と。続けて次行に後代の筆で「時于天明乙巳夏得之 臨泉堂」なる感得識語が誌されておる。よって、この書入は清原業忠の講義の聞書を記入したことが判明する。この中川子とは、足利衍述氏によれば、「医者にて、捧心方の著あること、村庵禪師の村庵稿、書ニ中川子捧心方後(下卷)の文にて知らるるも、其事蹟は未だ詳にせず」(四七〇頁)と。以上の奥書は、中川子なる医者が清家の朱墨の点を附し、且つ業忠の講説を書入れて、紹龍侍者に与え、この奥書も自ら誌したと一応解すべきであろう。併し、一方、この奥書の文意は、「中川子」を第三人称視している如くも解され、中川が自記したとすれば、自ら「子」と敬称を附すか否か。号か字に「子」を自ら附す例はあるとしても。また、本書には二ヶ所「主紹龍」の所有者の署名が存し、その筆蹟と書入のそれとが極めて類似している。此のみを以てこの書入・奥書の筆者を全て紹龍と断定するのは危険であるが、もしそうとするならば、紹龍が中川子の許可を得て、中川子の書入を忠実に移写して、且つこの奥書を誌したと見るべきであろうか。

この書入は主として仮名抄と皇侃義疏よりの抄録が大部分で、間々正義・集注、韓愈の筆解等の引用が入っておる。「私今案説」「私云」というのも見えるが、此は中川子の自説を指すのであろうか。仮名抄は「師講云」と断つてある

のと、何の冠称もないものから成る。「師講」とは、奥書に記してある如く、業忠の講説たることは明かであるが、別に「師講云」と記さない仮名抄も、恐らく業忠講説の聞書と推定してよい。「師講云」は勿論のこと、それ等も悉く、文章こそ全く同一ではないが、前掲の天隱の筆録せる業忠聞書とよく似ており、趣旨に於ては全て同一であるからである。少くとも清家の講義であることは間違なく、書入と言つても、その書入のみをまとめれば、優に単行の論語抄となり得るほどの分量で、或る箇所、特に和漢の故事を例証として援引する所等は、他のどの清家の抄よりも詳細な部分もある。前と同じく、朝聞道章からその書入の仮名抄の部分を用しよう。

朝夕ハ、近キニ取ル、字ノマ、ニ、見ヘカラス、天下今無道ニシテ、道行ナハル、コトヲ、不聞、道ノ行ナハル、コトヲ、聞ハ、ヤカテ、死ストモ、可也ト云也、此注ハ、是也、一説、聞トハ、耳ニ聞ニアラス、心悟ノ位ヲ聞クト云也、子貢曰、夫子之言性与天道、不可得而聞也ト云、聞ノ字也、草木禽獸ハ、中首横行ス、人ノ頭ノ円ナルコトハ、天ニカタトリテ、天ヲ上ニシ、足ノ方ナルコトハ、地ヲ象テ、地ヲ下ニシ、天地ノ徳ヲ備テ、生レタリ、草木ハ、禽獸ノ如ニ、飛行自在ナルコトヲ得ス、禽獸ハ飛行自在也ト云ヘトモ、仁義ヲ弁知スルコトナシ、天地ハ、万物ノ父母トシテ、皆産生セル中ニ、人ヲ尊トス、人ノ中ニ、尤靈妙ナルハ、聖人也、天地ト立テ参リ、日月ト明ヲ同スル位也、一タヒ此道ヲ聞コトアラハ、是可也ト云也

と。この引用の部分は、「師講云」と特記しない箇所であるが、前に引用した業忠講天隱聞書や後に紹介する(木)種本論語抄と比較する時、その近以性が明瞭になるであろう。本書に書入れられた仮名抄は、「師講」と特記してあると否とを問わず全て、清原家の講説によることは明かである。この「師講」というのは、本書のみならず、前掲の(イ)種本を始め清家の抄には頻出する言葉である。此は後に紹介する古活字版論語抄に「外記説」「外記云」等というのと

同様に、注や疏の単なる字義的な祖述ではなく、それから一步ふみ出た解釈や独自の説という意味を含んで使用しているようである。従って本書に書入れられた抄は内容上他の清家の抄に見当たらないほどの独特な注解は存しない。併し、本書の業忠の抄は、流石にその見識を随所に反映し、東山御文庫本系抄に比し、新注を参照して、その味読が思想的に更に深まり、その表現が妙を得て精緻に至り、それがやがて孫の宣賢の論語聴塵に集成されて行っている。この清原家の家学進展の過程を示す点に於て、本抄は注目すべきものがある。

本抄と文章まで全く一致する清家の論語抄は未だ管見に入らない。たゞ、石井氏積翠軒旧蔵天理図書館現蔵の仏家の手になったと思われる論語の抄たる「魚日津梁」の中に、度々「師講云」或は「講云」として引用された所は、大体文章も、本書書入の「師講」という文に最も近く、また同書に「講云」と断らずに引いた仮名抄も、ここの「師講」の文と極めて近似する所が多い。こうした所から考えると、天隱の筆録聞書とは別に、かなり詳細な業忠の「論語抄」が、当時成立していたのではないかと思われ、またそうあってもしかるべきはずであるが、それが伝存しているとは聞かない。将来発見されることを期待する。

(二)種本 清原宣賢撰論語聴塵

両足院蔵〔室町末秬梅仙〕書写本一〇卷六冊

濃茶褐色表紙(二六・五×二〇・五糎)。題簽に「論抄冠冕」と。第一冊の前遊び紙三葉を費して、「元亨釈書ハ論語躰ノ置字也」という如き抜書五条、先聖紀年之略図、歴代封諡爵号図を録し、次に本文に入る。この抄録は次掲の蓬左文庫本等にもその一部が同様に録されてあるから、聴塵に元來あつたものかもしれぬ。本文は字面高さ約二二・五糎。每半葉一四行。朱筆句点勾点・朱引を附す。経文は首数字を標出するのみで、全文を録さず、注は標句に直に

接続するが、二字下げ。毎冊巻首に「兩足院」の蔵印あり。兩足院の梅仙和尚の書写にかゝると思われる。内題は「論語聽塵卷之幾」。

所々押紙を附し、或は眉上、稀に行間に本文同筆の書入があり、それは次掲(四)種本論語抄からの抄録が主である。

大阪府立図書館蔵〔室町末近世初〕書写本一〇卷五冊

濃茶褐色表紙(二九・五×二一・五糎)。「曼殊院蔵」の朱印あり。字面高さ約二二糎。毎半葉一二行、朱筆句・句点・朱引を附す。卷初遊紙の抄録は兩足院本に同じ。

蓬左文庫蔵〔室町末〕書写天正十三年清原枝賢自筆奥書本一〇卷五冊

天地を截つた改装本、裏打を施す。淡香色表紙(二六×二〇・二糎)。「御本」の印あり、駿河御讓本。字面高さ約二二・五糎。毎半葉十六行。朱筆句点勾点朱引を附す。内題は「論語秘抄聽塵幾」と。兩足院本に比し、振仮名はやゝ詳しく、兩足院本の押紙の書入は、その全部ではないが、その大部分が附箋ではなく、上欄に移して記入されている。奥書に曰く、

右秘抄者吾祖環翠軒不出書也／或人於予求講不能固辞令此／抄於恩借自去二月至今月講之／畢秘中秘也家伝抄在

斯勿令／外見而已／天正十三年孟夏日／正三位清原朝臣枝賢〔枝賢〕法名の印道白

「梵舜日記」慶長十四年九月十四日の条に、

伏見御城へ罷出、(中略)予論語抄五冊環翠軒抄、道白奥書玉篇五冊乍兩冊、文挾之箱入進上、取次山口駿河殿、入御気色御感也、兌長老、学校、御取成共也

という記事がある。この蓬左文庫本は梵舜が家康へ献上した本で、それは次の東洋文庫蔵梵舜書写本の奥書からも傍

証される。

東洋文庫蔵慶長年間梵舜等書写本一〇卷十冊

「清家四書抄」という仮題を附した清家仮名抄十九冊中の一部。天地をやゝ裁断した改装裏打本。濃縹色表紙（二六×一九・五糎）。字面高さ約二四糎。朱筆句点勾点朱引を附す。梵舜外一手の鈔写にかゝり、每半葉十行。第九冊末の奥書に、

右論語抄十冊清家之秘本宣賢奥書ノ別而証本也先年駿州前將軍家康公ノ依仰令進献也重而予書写抄也ノ于時慶長之比二月日神竜院龍玄（花押）

また第十冊末に、前掲蓬左文庫本の天正十三年の技賢の奥書を写し、それに続けて、

右道白真筆奥書先年依進上前將軍家康公ノ重而遂書功但大形交他筆予一冊書朱点ノ已下随分加再見畢ノ慶長十二丁年三月日梵舜（花押）

と。即ち、蓬左文庫本と祖を同じくする。第十冊卷末の押紙に、他の清家の諸抄に見えない左の文を書写する。この押紙は蓬左本にも存する。

清家秘説云一卷ニハ学レ道ヘキ事ヲイヘリ既ニ孔門ノ道ニ入テ諸弟子小学ヨリ大学ニ入テ遂ニ成徳ヲウルトイヘトモ未聖人ノ室ニ入ラス故ニ此一部ニシテ諸弟子ニ対シテ抑揚褒貶シタマヘリ然シテ此二十篇ニ於テ堯ヨリ以来ノ聖人ヲアケテ孔子ノ所レ好ノ聖人ノ道ヲ以テ証明シタマヘリ第一ニシテ小学ニ入テ廿篇ニシテ如此ノ聖門ニ入ルヘキ支後來ノ学者ノ始終タルヘシ

国立国会図書館蔵〔室町末近世初間〕書写本十卷六冊

茶褐色の覆表紙を附す。元表紙は栗皮古表紙（二三・五×一八糎）。字面高さ約二二糎。朱筆句点勾点朱引を附す。

天理図書館蔵〔江戸〕書写本十卷（卷五・六欠）四冊

淡茶色表紙（二七・五×二〇・五糎）。外題「論語抄」。字面高さ約二二糎。每半葉十四行。朱筆句点・勾点・朱引を附す。故橋本進吉博士旧蔵本。

本書は、清原宣賢が周易以下の四書五経に対し、講義の聞書に非ずして、家学の抄を集大成して撰述した国字解書類に題した「聴塵」類の一種をなすもので、永く家学を子孫に正しく伝えるべき清家の門外不出の秘書・証本として尊重され来つたものである。他の聴塵類の大部分には宣賢の自筆稿本が現存するが、本書の自筆本は未だ発見されない。他の自筆本聴塵が経文を全載して、それに詳しくヲコト点訓点を附するが、本書は経文を欠き、此と同じ体裁は、本書と同じく自筆本の発見されない中庸抄で、同書には未だ聴塵の題名も見えない。本書の後半卷六以下は巻の下るに従つて、引用文の中には往々首句のみを記して、空欄のまゝになっている箇所が多くなる。（その空欄は、本書の諸本中では、兩足院本が最も著しく、蓬左文庫本はその一部は埋めてある所もあり、引用文の首句のみにとゞまる所も、空欄にせず、そのまゝ次行に接する所が多い。）此は中庸抄に於ても同じく見られる所である。此から察するに、本書は中庸抄と同じく、まだ定稿には至らず、宣賢が清書するに及ばずして終つたものではなからうか。併し内容を見ると、経文こそ全載しないが、他の聴塵類と等しく、先ず経義を解釈し、必要に応じ、注と標記して、集解注を摘出して注を下し、内容形式共によく整い、引用文の空所以外は殊更未定稿と目すべき跡を留めていない。

聴塵なる書名は、宣賢に始まつたものでなく、既に前掲の東山御文庫本系の論語抄の内題の一部にその題名の見え

ることは前記の通りである。本書は、その骨子に於て東山御文庫本論語抄を踏襲し、その上に更に自説を附加し積み重ねて増補して行つた重層型の抄である。両書を対照する為めに、先に引用したと同じ篇章から引いてみよう。

子曰朝聞道——朝夕ト云ハ、近キニトル、字ノマ、ニハ、心得ヘカラス、今天下無道ニシテ、道アルコトヲ聞カス、若世ニ道アルコトヲ聞カハ、夕ニ死トモ遺恨ナシ、一説聞トハ、夕、耳ニ聞ニハアラス、心ニ悟ルヲ云也、道トハ、人ノ人タル理也、聞道トハ、心ニ此理ヲ悟ヲ云、朱子カ、一旦豁然貫通スルト云ハ、朝聞レ道処也。此理ヲ得タル処ヲ云、学者カ此境ニ到ラスハ、白髮スルマテ、六経ヲ弄スルトモ枉テ一生ヲ、スコス者ナルヘシ、動作是非、皆闇中ノシワサ也、己ニ此境ニ至ラハ、死トモ、憾ナキ者也、人トシテ、人タル理ニ昧ハ、禽獸草木ト、生死ヲ同スル者也、タトヒ、長生不死ヲ、得トモ不可也、此理ヲ得ハ、即死トモ可也、但コレハ、平生積累^{功德}ノ勤ナクハ、一朝頓悟ノ妙ヲ得カタシ、或問、朝聞夕死、得レ無_レ近_ニ於_ニ釈氏_ニ乎、曰吾之所謂道者、君臣、父子、夫婦、兄弟、明友、当然之実理、彼之所謂道、則以此為_レ幻為_レ妄、而絶滅之、以求_ニ其清淨寂滅者也、為_ニ吾之說_一者、行_レ法俟_レ命、而不_レ求知死、為_ニ彼之說_一者、坐密立脱、變見万端、而卒無補_ニ於世教之万_分也、此聞ノ字ハ聞_レ風聞_レ雨ト云ヤウナル、聞ニハアラス、心ニ聞ヲ云、人ハ万物之靈也、人ハ居_ニ天地之中_一、作_ニ天地之心_一、サルホトニ、万物ノ靈也、人ハ上首ニシ、地ヘ足ヲ向ケタリ、禽獸ハ中首也、首カ前ヘ向タリ、草木ハ下首也、首在_レ地サルホトハ、人ハ万物ニマシタル叟ハ、治定也、万物ヨリ、貴ト知ルカ人也、朝夕随意ノ振舞ヲシテハ、禽獸也、(兩足院本に拠る)

両者を比較する時、直に判明する如く、本書は東山御文庫本系の論語抄を文章もほぼ襲因し、それを増し或は削り後者が講義聞書体の風の多いのを、更に文章体に整齊し、引用文を多く補つておることである。またここでは前掲の

常忠聞書も採り入れている。ここには僅かな一端を例証したに過ぎぬが、この撰述方針は全巻に通じている。本書は全体として、内容が遙かに精細詳密を加え、特に原文の引用が豊富になっておる。その引用は旧注を引くこともかなり多いが、主として新注、朱子本注のみならずその末疏に拠るのが大部分である。国字解の部分も朱注の影響が更に濃厚になり、その理解表現の点に於ても格段と周到練熟の域を進めておる。此は清原家の学問が特に四書に於ては旧注を離れて、関心の焦点が寧ろ新学に傾注されていることを物語るものである。従つて参考引用に資した宋元学者の説は甚だ多く、その一々は煩を避けて省略する。併しそれ等は一々原本を閲覧したわけではなく、引用の殆どが「四書輯釈」の範囲を出でず、一部「四書大全」、元の程復心等の「四書章句大成」を参照している。韓愈の「論語筆解」、張九成の「論語伝」を始め、前掲論語抄に使用された本は悉く使用しておることは言うまでもない。併し、本書は、新注を主とし、旧注を従としておるわけではなく、あくまで、形式上は集解・皇疏が中心であり、主であり、新注が従でことに変りはない。ただ、旧注によらずに、全く新注によつて解釈する所、新注の説を一説として紹介し、或は旧注による所でも用語表現に宋学風を帯びた色彩が更に強くなり、実質的には活気のある注解は新注を主とするに至っている。併し注解の内容の要旨は本質的には東山御文庫本論語抄と変つた所はない。前記の通り、本書は未完成の故か、後半は末に行くに従つて、国字解の部分は御文庫本論語抄の詞章に加筆する度合が漸次少くなり、引用文のままで説明を附さない所が多くなって来ている。

清原家の論語の解釈中秘説と称する独特の注解の一部は既に紹介したが。ここに更にそれを補い、特に他の博士家との相違の点を記しておきたい。論語の編者について、

此書ノ撰者ニ就テ、異義アリ、梁ノ皇侃ワウカン力義ニハ、孔子没シテ後、七十子弟子トモノ、録ス所也ト云、後漢ノ鄭チヤウ

玄カ説ニハ、仲弓子游子貢等カ、撰ヒ定ト云、宋ノ程子カ心ニハ、有子カ弟子ト、曾子カ弟子トカ、成ス所也ト云、程子カ説ハ、唐朝ノ柳子厚カ義ヨリ出タリ、

と。即ち、程子は柳子厚が論語弁を承け、それを補って、論語には孔門中最も若い曾参の臨終の言葉を載せ、他の弟子は字を以て記すのに、曾子・有子の兩人に限って子を以て称する所から、論語は曾子・有子兩人の弟子の編纂になること分明なりと主張したのである。此に対し、宣賢は家説を敷衍して、

此等諸説、皆一理アリトイヘトモ、当家、トモニコレヲ用キス、其故ハ、此書ヲハ、孔子聖筆トタモ、云タキニ孫弟子ノ記ト見タルハ、アマリニ、下劣ナル説也、曾子ヲ、子と称スルコトハ、一貫ノ道ヲ、繼ケルニヨツテ、コレヲ貴テ、名ヲカ、ス、有子ヲ、子ト号スルコトハ、容貞ノ師ニ似タルニヨテ、コレヲ貴テ、字ヲノセス、全ク兩人ノ弟子ノ記ニヨテ、子ト称スルニハアラスト云、其レナラス、冉子ト云、其ノ冉求ハ、ナニタル夏ヲ、シタレハ、子ト云ソ、畢竟ハ、イツレモ、本モナキ也、又曾子カ弟子ハ、樂正子春アリ、子思伋アリ、有若カ弟子ハ、書伝ニミエス、マサシク、彼等カ弟子ノ、書サンニハ、聖言ノ神妙ヲ得カタシ、只孔子直弟ノ記タルト云義ヲ、当家ハ依用スル也、門弟子ニテモアレ、孫弟子ニテモアレ、此序ニ、孔子弟子記ニ諸善言、カケルカ、トチヘモ、系テユルノトシテヨキ也

と。撰者を孔子直弟子と見るのである。

大江家と説を異にする主要点が三条存する。即ち、何晏集解序の中で、

古論亦無ニ此二篇、分ニ堯曰下章子張問、以為ニ篇、有ニ兩子張、凡廿一篇、篇次下与ニ齊魯論同、(一)安昌侯張禹、本受ニ魯論、兼講ニ齊説、善從レ之、号曰ニ張侯論、為ニ世所ニ貴、包氏周氏章句出焉、(二)古論唯博士孔安国、

為之訓説、而世不_レ伝、(至)順帝時、南郡太守馬融、亦為之訓説、

の文に對し、大江家は爛脱ありとなし、「古論唯博士」以下「世不伝」までの十六字は、上の「篇次不与齊魯論同」の次、「安昌侯張禹」の前に入るべきで、即ち句の順序が(一)(二)(三)の如く続くべきであると主張した。江家は馬融の訓説を張侯論の注とする皇侃・隋志の説に従うから、現行の句の順序では、意味がよく続かぬと見たのである。此に對し、清家は、馬融のそれを古論の注と見る釈文の説をとり、宣賢は江家説につき、

江家ノ説ニ、コ、ヲ乱脱スト云、古本ニ、皆一二三ヲ付タリ、其故ハ、包氏周氏ハ、張侯論ヲ注スト云、安国ハ古論ヲ注ト云、馬融ハ、張侯論ヲ注スト云、然レハ、中ニ古論ノ支カ交リテ、張侯論ノ支モツ、カス、古論ノ支モツ、カサル也、コレハ、不与齊魯論同古論唯博士孔安国為之訓説トアルヘシ、然ラハ、古論ノ支モツ、キ、張侯論ノ支モ、ツ、クヘシト云(中略)当家此説ヲ用キス、是文章ノツ、キヲ、能弁ヘスシテイヘル支也、其故ハ張侯論ノ中ニ、古論ノ支カ交ニヨテ、古論唯ノ三字ヲカケリ、若マシハラスシテ、古論ノ支ヲ、云イツ、クルナラハ、何ソ古論唯ノ三字ヲ、加ヘンヤ、コレヲ見ハ、乱脱セサル支、疑ナシト云。秘説也

と批判する。笑雲清三編の「論語抄」によれば、江家で乱脱の説を始めたのは大江匡衡で、清家でそれに反対したのは清原頼業であるということ、宜竹和尚(景除)の本に書入れてある首書を引いて記している。

学而篇の「父在觀其志、父没觀其行、三年無改父之道、可謂孝矣」の章の、前二句は、經典釈文によれば、鄭玄本のみ衛靈公篇「君子不可小知」章の下に在って、学而篇に無く、後二句は鄭玄本集解本均しく里仁篇に重出している。江家は鄭玄本に従つたと見えて、集解本に依る講義に於ても、学而篇に於ては省いて、乱脱と見る。此に對し、

江家説、此章ヲ不讀、乱脱スト云テ衛靈公篇ニ、君子不可小知ト云章ノ次ニテ、此章ヲヨム也、其故ハ釈文ニ、

君子不可小知ノ次ニ此章ヲ載タリ、其注ニ魯論古論ニモ、此章ナシ、鄭玄カ本ニ、此ニアリト云、此義ヲモテ、江家ニハ、不_レ讀、聊所見アルニ、似タリトイヘトモ、当家不用之、魯論ニハ、靈公篇ニ、ナキト云ル上ハ、靈公ノ篇ニ、入ルヘキニアラス、其上疏ニモ所見ナシ、故依用セサル也、(蓬左文庫本等「三年無改」章の注の尾にこの一文あり、兩足院本この文なし。「江家説、此章ヲ」の句の左に、「大々外記殿御勘文」の傍注記あり。)と、乱脱とは見ない。

述而篇「子疾病、子路請禱」章の疾病の字について、釈文は「子疾」とし、「一本云子疾病。皇本同。鄭本無病字。案集解於子罕篇始積病字。則此有病字非」と注する。江家はこの説に従つて、病の字を衍文となした。此に對し、

子疾病、疏如此、古文又如此、鄭カ本、無_ニ病字、積文ニモ、無_ニ病字、タ、子疾トハカリアリ、子罕篇ニ、子疾病、子路使_ニ門人_一為_レ臣ト云、注ニ包氏曰、疾甚曰病、此章ニ、病ノ字アルヘクハ、此ニ於テ、病ノ字ヲ、注スヘキカ、此章ニハ、病ノ字ナキニヨテ注セス、タ、コ、ニハ、子疾イトアルヘシト云、大江ノ匡房ハ、此義ニ同ス、然レトモ、皇侃疏、古本等ニ、病ノ字アリ、削去ヘキコト如何、所銓、兩説、學者ノ心ニ任スヘキ也

と。この外、清家の秘説として、独特の訓点・読み癖等多々あぐべきものが存するが、それ等は別に、室町以前論語古鈔本を考証する際に論及する予定であるから、ここには省くことにする。

以上の所から見ても、清原家の論語講究に於ても、その基礎を置いたのは清家学の實質上の始祖たる平安末の清原頼業であつたらしいが、頼業にはその講説は勿論、その確実な点本も遺存するものがない。併し現存の清家点本・抄物が頼業の創肇の功に負う所多いことは想像に難くない。要するに、宣賢の本書は、頼業に始まり、教隆、頼元、良賢、業忠と続いて累世相い承け相い伝えた講学の積精を悉く集大成し、清家の論語注解を結晶せしめたものである。

従って、その内容の豊博、その表現の周精なるは中世論語諸抄中第一である。宣賢後の清原家の諸抄のみならず、室町後期の論語講説は、直接間接に宣賢の影響下にある。足利衍述氏が、「当代論語講義中の冠冕たるのみならず、徳川時代大儒の講義に比べて、毫も遜色なき名著なり」（八六九頁）と評したのは、決して溢美の過称ではない。

（困種本 論語私抄

宮内庁書陵部蔵〔室町末近世初間〕書写本一〇卷五冊

改装。縹色表紙（二八×二一糎）。外題「魯論抄 一名論語聴塵」と、但し一名論語聴塵の六字は後人の追筆である。題簽に「玄興」の朱印あり、即ち妙心寺南化和尚の旧蔵本たりしを知る。総裏打の補修を加う。字面高さ約二三糎。每半葉十一行。每行字数不等三〇字内外。卷七以下は別筆。内題は「論語卷第二私抄」の如し。

京都大学附属図書館（清原文庫）蔵〔室町末近世初間〕書写本一〇卷五冊

栗皮色艶出し行成表紙（二五・三×二〇糎）。外題「魯論抄」。字面高さ約二三糎。每半葉十四行。終尾に、「論語卷第十終私抄可秘々々」と題す。

日光山輪王寺天海慈眼堂蔵〔室町末近世初間〕書写本一〇卷六冊

渋引濃茶褐色表紙（二六・五×二一糎）。外題「論語幾」。小口書「論注 幾」。字面高さ約二十四糎。每半葉十行。朱句点朱引を附す。ほぼ三手の寄合書。各冊末に「日根（花押）」なる署名あり。また、終冊の巻尾に、「一校訖」と記し、次に、「此一部自日衍様給候日根（花押）」と識す。

叡山文庫蔵〔室町末近世初間〕書写本一〇卷五冊

栗皮表紙（二五・七×一七・四糎）。字面高さ約二三・三糎。每半葉十一行。朱句点朱引を附す。卷頭に、「山門東

塔南谷 淨教房 真如藏 百七十七回二十七」との小字墨書あり。

この叡山真如藏本について、足利氏は「此書は、天台宗の僧侶が、宣賢の講本により取舍を加へ、他抄を参考し、それに自説を加へたる講義なるを知るべし。台宗僧徒の手になる論語抄は、此書の外未だ嘗て之を見ず、誠に稀世の典たり。」(八七〇頁)と、清家抄とは別なる如く紹介されたが、此は誤断であつて、此は詞章共に、前記三本と全くの同種本である。

京都府立図書館蔵慶長五年書写本三冊

濃縹色艶出し行成表紙(二三・八×一八糎)。墨単辺(一九・五×一五糎)を施し、有界九行。經文及び何晏注を全載し、各行二〇字注小字雙行、国字注は低一字雙行細字每行字数不等。朱筆の句点・勾点・朱引を附し、經注文には墨筆の訓点を附す。外題は「論語」。卷頭内題は「論語私鈔序」。末尾に「堯曰第二十鈔終」と題する。第二・三冊の末に、ほぼ同文の左の奥書を有する。

此老部於関東足利才聖智賢明匠糺其義偏極厥／穿鑿所記明鏡之秘本也謾莫令枉惑貫道看話之／右筆丹笈天田郡之祖生以事子宗徹累季六々歳之時／当曆慶長五戊子從仲春及孟夏兩三月六捨三日至朱点／書写之今重廿日一交合竟者也

次に別筆で「三卷之内／金剛寺什物」なる所有識語がある。

この奥書から見て、本写本は足利学校本を祖として書写し、且つその鈔者は、足利本なるが故に本書の撰者も亦足利学校の講師と断定したものとされる。従来本写本を紹介した上村觀光・足利衍述両氏とも、本書の内容を検討せず、この奥書を鵜呑みにして、本書を亦足利学校の講義本と速断されたようである。上村氏は

その何れの時代の講本なるや詳ならざるも、慶長の校合本とせば、恐らくは九華以後の物なるべき歟。九華に次て学校に庠主たりしは龍派禅珠なり、世に寒松和尚と云ふ。（「論語抄解題」二十五頁以下）

と述べ、足利氏は本書が清家抄と極めて近似せる点に気づきながら、

十分の八・九は、論語聴塵の仮名抄に同じく、文句又は仮名遣に多少の異同あるのみ。十分の一・二は、他抄を引き、又は私説を加へたる所あり。（中略）足利学校庠主が、清原宣賢の講義により、之に多少の訂補を加へて講ぜるものならん。大日本史料所引の、下毛野州学校由来記に、「第九世閑室和尚、曾於ニ学校ニ作ニ四書五經之口義」とあれば、閑室の講に非ざるかと思はる。（八六九頁以下）

と、足利学校の人の講述と推定した。併しながら、本写本は、経注文を全載する体裁上の相違、一部、卷初の孔子の世系を敘する部分に於ける小異を除いては、その内容は前掲の四本と全く一致する清原家の抄物である。経注文を全録するのは原形ではなく、恐らく足利学校に於てこの形式に清家の抄を参考に鈔写して置いたものであろう。

本書は聞書筆録の性質上、上記諸写本の間、その助詞その他の詞章に僅かながら少しづつ差異が見られ、また脱落文の出入が相互に存する。

本書は、前記の如く京都府立図書館蔵本を除いては、経文の首句を抽出して、その下に仮名注を録する。その文体はゾ式の純然たる講義聞書体で、しかもよく講者の口調を伝えておる。前と同じ章から引用しよう。

子曰朝——、朝夕ハ、チカキニ取ル、字ノマ、ニハ、見ヘカラス、天下今無道ニシテ、道ノ行ル、事ヲ、キカス
イツモ、道カ、行レヨカシト、思テ、道ノ、行ヒタイヨリ外ノ、事ナキハ、聖人也、去ホトニ、鳳鳥不至河不出凶、

ト云テ、歎カレタソ、朝ニ、道ノ行ル、ト、云事ヲ、キイタラハ、夕ニ死ストモ、無念トモ、思フマシキ也、注ノ義如此、一説ニ、此聞ハ、聞風聞雨様ナ聞テハナイ、心悟ノ位ヲ聞ソ、心ニ悟ル事也、子貢曰、夫子之言性与天道不得而可聞也ト云タ聞ノ字也、朱文公モ云タ、学者モ、此境界ニイタラスハ、閑事マテソ、朱氏曰、聖人ハ非レ謂^ニ人聞^レ道而必死^一、但深言^ク道不可不^レ聞^耳、蓋以^ニ此二句来反曰、若人一生而不聞道、雖長生^{スト}、亦何為、人而聞道則生也不虚、死也不虚、若不聞道則生也枉了死也枉了、人ハ万物ノ靈長也、草木ハ下首テ首在地、禽獸ハ中首横行シテ首カ前ヘ向タ、人ハ上首テ居^ニ天地之中^一作^ニ天地之心^一、首ハ円シテ天ヲイタ、キ、足ハ方ニシテ地ヲフマヘタ、天地ノ徳ヲソナヘテ生シタホトニ、人ホト万物ニ超越シテ貴イ者ハ、アルマイソ、草木ハ禽獸ノ如クニ、飛行自在ナル事ヲ得ス、禽獸ハ飛行自在ナレトモ仁義ヲ、弁知スル事ナシ、天地ノ間、万物ヲ産セル中ニ人ヲ尊トス、人ノ中ニ尤靈妙ナルハ、聖人也、天地ト立テ交リ、日月ト位ヲ同スルヲ位也、〔觀山本、日月ト明ヲ同スル位也〕生死一致之処カ、開ルホトニ也、一度、此道ヲタニ、キイタラハ、何時死スルトモ、遺恨ハナイソ、先達ニ尋テ問トモ、是ヨリ外ハ、アルマシキ也、此処ハ、積功累徳シテ、テナフテハ、シレマイソ（天海蔵本に拠る）

と。このように、本講説は、前掲の業忠の聞書と宣賢の聴塵との内容をふまえ、特に聴塵の文章体を基礎とし、それを講説風になした結果になっておる。従つて聴塵と趣旨要旨に於ては、全く一致して密接な関連を有する。本書に於ても原注を原文のまま引用する所がかなり多いが、聴塵に比すれば遙に少い。併し此に引いて彼に闕くものもあり、細かに見れば解注の内容に於てもまた彼此相互に出入省略の差が幾多見られることは言うまでもない。本書の講説者名ほどの鈔本にも著録する所がない。併し、文中屢々「当家ノ説」を称し、その内容から見て、清家の講義たること

は疑ない。本書が数ヶ所に「或抄云」或は「一抄云」として、引用する文が前掲の天隱が筆録した業忠聞書と全く一致する。子路篇如有王者章の、「世」の字義を解して

世ト云ハ、三十年ヲ云也、世ト書イテ世ト云ソ、卅年一代也、ナセニ、父子相続ヲ、卅年ト、云タソナレハ先世ヲツクト、読タレトモ、浄忠見出タハ、四十カラ、仕ルホトニ、云タソ、卅九マテヲハ、卅ト云ソ、四十九マテヲハ、四十ト云ソ……サルホトニ、四十二シテ、始テ、奉公ヲシテ、七十二シテ、奉公ヲ還シテ、致仕カ、子ニ去ソ、四十カラ、子ニ継ホトニ、卅一トカイテ、一世ト云テ、父子相続ヲ云ソ、（この説は業忠論語聞書には、「世ヲツクト読タレトモ我カ見知タ四十カラ仕ルホトニ……」として出ている）。

衛靈公篇子張問行章の、「子張書諸紳」の紳の義を述べて、

紳ハ、注ノ心モ、大帯テ、糸テ組テ、ウシロカラスルソ、コナタノ、儒ノ帯チャソ、此帯ノフサニ、書付テ、ヲイタソ、忘レマイト、云心ソ、是ヲ、浄忠申シ様ニハ、何ト存シタヤラウ、帯ニハ、カ、レマイソ、又朝廷ナトノ、出仕ノ帯ニハ、何カ、物ヲ書フソ、拳々トシテ、服膺スルト、申ハ、必胸中ニラクテ候、只忘レイテ、帯ヲ目ノ前ニ、サケタ様ニ、ヲホヘタト、云事ソ、湯盤ノ銘、ナントノ様ニハ、アルマイソ、ツ、シウテ、居ル時ハ必紳ハ、目ノ前ニ、アル物チャソ、常忠カ、申シタ義カ多ク、……（以下既に六七頁引用の文に続く）

この「浄忠見出タハ」、「浄忠申シ様ニハ」の用語法は、前記の良賢云々の所で論じた如く、常忠の講義の筆記者が講師を客観的に記述した意味に解せぬではない。併し自分の抄を「或抄」と指すことは先ずあり得ぬし、また業忠の説が張九成の「論語伝」を種本にしておることを暴露した文の表現は、業忠自身の言葉とは受けとり得ないから、ここでは、本講義者を常忠以外の人と考えるのが穏当である。本書の泰伯篇曾子有疾章に、

先代ノ西明寺殿ナントハ、公事ヲキカフトテハ、セント、公事ヲ云者ノ、カホヲ、守ラレタソ、ソコテ胡論ヲ
〔叡山本、胡論ヲ云〕者ハ、赤面セイテハ、不叶ソ、是カ自信ヲ近ク道也

とある。清家で西明寺と称されたのは誰であるか筆者は未だ審かになし得ない。次に述べる如く、筆者は本抄の講者を清原宣賢と推定するが、宣賢の先代は養父宗賢に当る。併し果して宗賢が西明寺殿と称されたか、否か。他面この「先代ノ西明寺殿」というのは、清家のそれではなく、西明寺入道北条時頼を指しているとも解される。西明寺殿が清原家の人を指すとすれば、此は本抄の撰者を推定する鍵となり得るが、この疑問については後考を俟つこととする。

本書の講説は經意字義を解く上にかなり詳細で行きとどいてゐるが、その内容は前掲の清家の抄三種のそれに対して、本質的には新しい要素を更に増しているわけではない。併し、本抄の講義ぶりは、極めて潤達自由な趣を帯び、聴塵に比して、更にくだけた平易さを有する。聴塵は清家伝来の抄や宣賢自身の累次の講説の經驗聞書を基礎として自ら筆を下し、且つその著述の目的趣旨が、正確に家説を成文化して子孫に伝えることに在るのであるから、伝来の家説に忠実であることを第一とするだけに、他面、旧来の家説を重んじ、漫にそれを改めず、著者の私見や武断の説を述べるのを差し控える風のあるのは当然である。併し本書は講義の聞書たる性格上、かなり講者の私見や諸注に対する断案の言が随所に露見され来る特色を有する。その点では本書は常忠講義の聞書と共通し、口調もよく類似してゐる。經文の訓点についても、聴塵も言及する所多いが、殊に家説の古点について改訂すべき箇所指摘説明の如きは本書の方が言を費すこと更に詳かである。

本書の如き生氣のある講説は、学力富瞻の老儒に非ざれば為し得ぬ業である。以下紹介する清家の諸抄本は、いずれもその撰者を明かにしないが、恐らく、宣賢以後の清家の博士が講説したものであろう。それ等は述べる内容は形

式上は宣賢抄と変りはないが、風格に於ては、格段の差が感ぜられる。宣賢が家学を集大成したことは、他面或る意味ではそれを固定せしめる弊を生ぜしめたのは已むを得ない趨勢である。宣賢抄を墨守し、それを復誦する宣賢後の清家の博士達の口説に活気を認め得ないのは当然である。以上の理由から、本抄の講者を宣賢と筆者は推定するものである。

宣賢の論語の講義は、記録に見える所では、永正五年十二月將軍義植の読書始に臨んで講じ、同八年二月皇太子知仁親王（後奈良天皇）に、同十六年四月後柏原天皇に進講、大永四年二月將軍義晴の召に応じて講義、天文十年十月後奈良天皇に進講しておる。併しかかる朝廷の講義の外に幾度か講筵を開いたものと思われる。本書は恐らく宣賢の晩年の講義であるまいか。本書と論語聴塵との関係は、恰も、宣賢の大学抄・中庸抄と、大学聴塵・中庸秘抄とのその如くである（本論集第一輯拙稿参照）。両書を併せ参照する時、清家の論語説の理解がよく徹底する。既述の如く、両足院本等の聴塵書写本が所々本抄を標記し、又押紙に抄録して、聴塵を補っているのは賢明にして、いわれある方法である。

（種本） 論語抄

東福寺靈雲院蔵〔室町末近世初間〕 釈集雲書写本十卷三冊

濃茶褐色表紙（二六×一九・五糎）。外題「魯論抄」。字面高さ約二十三糎。每半葉十三行。朱筆勾点・句点・朱引を附す。巻初に「靈雲院」の蔵印あり。最巻末の本文と同筆の奥書に、

於上卷旨趣如指掌家秘本也勿令外見耳／天正庚辰秋九月日 從三位清原朝臣枝賢判

とあり、次に左の補修の識語を有する。

右三冊者／不二中興前南禅集雲和尚自筆／延宝三年八月日／子系／守物修補之

と。集雲、名は守藤、東福寺の僧、号は江湖散人。書画を能くし、元和中寂す。この識語によれば、集雲禅師の書写にかかるといふが、本書はほぼ三手の鈔写からなる。いずれが禅師の筆跡かは筆者は知らない。

天理図書館蔵天保十五年書写本十卷三冊

香色地横縞表紙（二六・五×一八糎）。外題「論語円珠経」。字面高さ約二十三糎。每半葉十行、朱筆句点勾点朱引を附す。故橋本進吉博士旧蔵。卷末に前記の靈雲院と同文の清原枝賢の奥書があり、それに続けて、

𠂇于慶長十七壬子年十月晦日於本成院内惠長書之／天保十五年辰正月
との書写奥書を有する。

本書は経文の首句を標出し、次に国字解を記す形で、前と同様朝聞道章を引けば、

○子曰朝聞道……朝夕ト、云ハ、近キニ、トル、字ノ、マ、ニハ、心得、ヘカラス、今、天下無道ニシテ、道アル事ヲ、聞カス、若、世ニ道アル事ヲ聞カハ、夕ユツヘニ死トモ、遺恨ナシ、（靈雲院本に拠る）

このように、甚だ簡潔な和解である。本抄と最も近いのは、(イ)種本東山御文庫系の抄で、大部分は文章も相似し、それを更に文語化し、簡略にした恰好である。従って引用文をあげるとも稀れで、異説、秘説を述べることも少い。併し全く同じで、ただ簡略にしたに過ぎないとのみは言い得ず、間々相違がある。例えば、学而篇有子曰礼之用章は御文庫本系が、ほぼ旧注に従った解であるのに対し、此は

有子曰礼之用……礼トハ、天理ノ節文、人事ノ、儀則ナリ、天理ト、云ハ、心ニ具足シテ、内ニアルモノナリ、

躰^{タイ}ナリ、人事^{ジン}ト云ハ、事々発見シテ、外ニ、アルモノナリ、用也、節文トハ、過不及ナキヲ云、儀則トハ、威儀法則ナルヲ云、所詮、天理ノ過不及ナキ処カ、人事ニアラハレテ、威儀アリ、法則アルヲ、礼トハ、云ナリ、和ト云ハ、ガク樂ナリ、礼ノ、キブキ方ハカリ、ニテモ、治ラス、氣ヲナグサムル心也樂ノヤハラカナル、方ハカリ、ニテモ、治ラス、礼ヲ以テハ、民ヲ正シ、樂ヲ以テハ、心ヲ和テ、礼樂相對シテ、天下ハ治ル也、是ヲ、礼ノ用和為貴トハ云也、と、新注に拠っており、しかもこの文章は、宣賢の聴塵のそれと全く同じで、聴塵の解注の中から、引用文や比喻等を省き、所々略記した形である。このように、聴塵に近い箇所も見受けられる。また、

私云近取譬トハ、吾身ヲ、ツンテ、人ノイタサヲ、知ト、云心ソ(雍也篇子貢曰如章)

述而第七 此篇ハ、孔子堯舜ヲ祖述シテ、自老彭ニ比シテ、制作セサル事ヲ明ス、私云、此篇ハ、孔子儉ト、ヘリ下ル事ヲ云ヘリ、行状ヲ、タ、ス也、五篇ノ上ヨリ、仁人賢者、被^レ捨タルニ、次心ハ、何ソ、唯賢人ノミナラス、今ノ代ハ、聖人ノ孔子モ、被^レ捨テ、用イラレヌト、云心ソ、

との如く、所々、「私云」という注解を見受けられ、此は殆ど御文庫系本や聴塵には見ない解意であるが、殊更特筆する程のものではない。

本抄は、清家の抄で、奥書から見て、枝賢以前の人の手になることは明瞭であるが、その撰述が宣賢以前に上るか以後に下るかの断定は困難である。

(ト)種本 論語抄

天理図書館蔵永祿九年周超世誉書写残本(卷三以下欠)一冊

茶褐色表紙(二七・四×二一糎)。表紙左肩に「論語序」と外題を書す。字面高さ約二十三糎。每半葉十六行。朱

筆句点勾点朱引を附す。五十二丁。黒仁第四までで、以下がない。卷末に、

永祿九 八二十四 周超世誉

と記した書写識語と思われるものが存する。この手鈔者と思われる周超世誉の伝については明かでないが、「経籍訪古志」には、同人の書写にかかるらしい本が二部左の如く著録されておる。

周易六卷 明応間鈔本 狩谷氏求古楼蔵……欄上層格内有国字鈔記、每卷末朱書誓。誓二字、蓋即卷中朱点人云：

…(誓は世の誤記か否か。)

魁本大字諸儒箋解古文真宝後集……及旧鈔無注本

此本蓋依箋解本録出本文者、卷末記云、永祿十一年戊辰十二月二日全書写、同十二年乙巳正月廿九日終、周超世誉廿九歳

(この本は現在大東急記念文庫蔵)

また、京都大学附属図書館(清原文庫)蔵「三略抄」六冊本は、何人の抄であるか不明であるが、清原国賢が三名の助力を得て天正四年、十三年に写したものである。その射巻の奥書に「仮神恩院周超手謄写之」と、周超の名が見える。周超世誉は清家門下の一人であろう。

本書は天理図書館の外に、同種本が発見されないので、本抄は天理本に欠く卷三以下が元来あったものか、卷二で止ったものか、明かでない。

本書は序・経文の初句を摘録し、その下に解注を録した、ゾ式の文体で、恐らく講義の聞書を整理したものである。例によって、朝聞道章より引いてみる。

子曰朝——死シヌトモ朝夕ハ、近ト云心ソ、今天下無道テ、道ノアルト云事ヲ、聞ヌソ、道ノアルト云事ヲ、聞
タラハ、ヤカテ、死ヌルトモ、无^シ恨ソ、一説ニ、聞ハ耳ニ聞テハ、ナイソ、心悟トテ、心ニ悟ルヲ、聞ト云ソ、

大学ノ序ニ、一旦豁然トシテ、関透スト、書タカ、此心ソ、道理ヲ、悟リ得タラハ、朝ニ聞テ、夕ニ死ヌルトモ可也ソ、孔子ノ道ニ、三世ヲ立ヌニ、至極ノ、道理カアルゲニ、ソロソ、

本書は前掲の清家の諸抄と文章も似ており、内容の要旨も変りないが、要領よく簡略化してある。特に前掲の(ハ)種本靈雲院蔵本系の抄と最も近似し、本書は彼の文語体をソ式の聞書体になした如き関係にある。併し此の方が概して詳しく、原文を引用する所が多い。本書の特徴は、その内容の簡略な割合に比して、冒頭の孔子の伝記伝系と論語の撰者に関する敘述が詳しく、また訓点・読み癖・経文の校異・清家の秘説については指適することが多く、その説明が親切なことである。清家特有の訓点は各章に於ても述べるが、その主なものは、毎篇首に、

里仁第四 里仁為美シト 約セハンキニ 我未見好仁者 惡ニ不仁者ヲ 清家ノ点 不患無位患ヘ——
 吾道ミチハ一以貫イツテ—— 父母フウホトハ、ヨマヌソ、 父母在不時ハ遠遊ニ——在ノ字ノ下ニ子ノ字ノアルハ、ワルイソ、
 徳不レ孤ヒトリアラ 疏ウトム

の如く、一括して標出する。本書に「私云」と標する所が、為政篇為政章と八佾篇哀公問社章とに二条見える。前者は啓蒙の説、後者には禹貢注を引く。此は集解・皇疏・集註や前の清家抄にはなかったため、今私に補うという意味であろう。本抄の撰者成立年代は確める由ないが、恐らく宣賢後の人であろうか。

(ハ)種本 論語抄

慶応義塾大学附属研究所斯道文庫蔵〔近世初〕書写本二冊

渋引茶褐色表紙(二七・八×二〇・八糎)。第一冊の題簽は剥落しているが、第二冊の題簽に「魚日論抄 自六至十終」と墨書。両冊の小口書には「魯論抄上(下)」と。巻初に、「曼殊圖書之印」なる印文の鐘形朱印、「殘花書屋」「賓南」

の朱印を有し、即ち京都曼殊院・戸川浜男氏旧蔵本。字面高さ約二四・六糎。每半葉十二行、朱筆句点・句点・朱引を附す。本文に入る前に、仏祖統紀その他から引いた孔子伝記に関する抄録、論語の撰者と呉音・漢音とについての清家説を三丁附記し、また巻末に井田・廟の図八頁が附してある。

龍谷大学附属図書館蔵天正二年書写本五冊

茶褐色表紙（二七・五×二一・三糎）。題簽に「論語抄」と墨書し、「平安堀家書」の朱印あり。堀杏庵手沢本。巻初の本文前の抄録記事は前本に同じ。末に次の奥書を存する。

以清少納言^{自筆}家本書写之雖／令校合可有落字誤等可加／後校者也／天正閏逢闕茂歳林鐘上澣

足利市鏤阿寺蔵「釈九華」書写本一〇卷五冊

本文共紙表紙（三三・五×二〇・三糎）。裏打修補を加え、紙よりの仮綴。第一冊外題「論語志記」。第二冊以下は「魯論三之四遺忘記」の如く記す。墨筆単辺（二七×一九・三糎）有界九行。経文は大字每行廿字。仮名書注文は小字雙行。全卷に朱筆句点朱引を施し、経文には墨筆の訓点を加えてある。この訓点は清家のそれではない。この写本は足利学校の最盛時であった室町末期にその第七世痒主を勤めた九華の書写にかゝると伝えられ、川瀬一馬氏は、「本文は九華盛時の筆蹟と認められる」（「足利学校の研究」一二二頁）と断定された。外題と所々の書入は確に九華晩年の筆蹟たることは間違ない。本写本は前掲二本に比べ仮名抄の部分は同じであるが、経文を全載したのは旧形ではあるまい。たゞ、序以下本文の抄に入る前の、孔子の伝記・論語の撰者に関する敘述は、本写本は「論語起」と小題を附し、清家の説を簡潔に記し、趣旨は同じであるが、前掲二本のそれとは文を異にする。この論語起の部分は、既に言及した如く、国立国会図書館蔵室町写本論語集解に附された九華筆「発題」中の、清家抄よりの引用文と殆ど合

致する所から見て、九華が他の清家抄から摘録して、適当に補ったものと思われる。また仮名抄の中で、所々、引用文その他に僅かであるが、前掲二本に比し、所々少しく増補の箇所を有する。此は九華が補ったのか否かは今の所判断はなし難い。足利学校の講義には清原家の影響が極めて大きいことは、筆者が従来諸所で指摘した所であるが、論語に於ても、前にあげた京都府立図書館蔵本等と共に、足利学校が清家抄を参考に資したことを物語る資料の一つである。

本書は、九華書写本は別として、経文を録さず、首二、三字を抽出して、その下に、ゾ・ナリ混合の仮名交り文体で注解を記してある。前と同様、朝聞道章から引用しよう。

・子曰——、歎^ニ世ノ无^レ道ソ、朝夕ハ近キ心ソ、朝ト、夕ト、取ハ、小説ソ、天下ニ道ノ行ハル、ト云、事ヲ聞テハ、ヤカテ、死ヌルトモ可也、ト云也、一義ニ聞トハ、耳デ聞テハナイソ、聞ハ心悟ソ、(斯道文庫本に拠る)このように、本書はその講義解釈が非常に簡略である。本抄は清家の講説の聞書であることは、例えば一貫章に、人ノ名ヲ、呼ニ、也ノ字ヲカクニ、参乎ノ字不審也、乎ノ字ハ、人ノ名ノ、下ニハ凡ソ、カ、サル字ソ、惟肖講ニ乎ハ、呼也、呼ニ出^ヒ参^テ道ヲ伝ル事、当家ノ説ニ、参乎^ニト云心ソ、参テ、ナウテハ、一貫ノ道ハ、エ受ケマイ、ト云心ソ、

とある通り、所々、当家或は清家説として、清家の家説を述べている点、また、本書の龍谷大学蔵本の奥書からも明かである。本書は講義の聞書を加筆整理した形であるから、受講者の筆録の表現力の巧拙にも左右されるとは云えながら、全体として、いかにも清家伝来の抄を踏襲して形式的に講義したという感を免れない。以上列举した清家抄の

中で、本書に比較的近いのは、前掲の(ト)種本の天理図書館永祿九年書写本である。同書の哀公問社章の禹貢注は本書には私云と標記せずに引用されておる。龍谷大学本の天正二年の奥書によれば、祖本は清少納言自筆本ということで当時の清家の少納言は国賢である。本抄の撰者は、業賢―枝賢―国賢のうちのいずれかで、枝賢か国賢の抄であろうか。

右に引いた本書の一貫章の「参乎」の訓について見える「惟肖講」の説というのは、恐らく、後に紹介する永正十一年笑雲清三が編した湖月信鏡の論語抄に見える次の記事に由来するのであろう。

凡ソ人ノ名ノ下ニハ回也ト云類ニ也ノ字ヲ置ニ乎字ヲ置タハコ、ハカリソ仙書記云師兄竺遠ノ龍淵室テ物語アリ双桂曰此ニ乎字ヲ置ハ坂東ニモ沙汰モアルマイソ孔子ノ道ヲ御伝アルホトニ曾参カ家へ行テコトサラニヨヒ出スホトニ参乎ト置レタト物語アリタソ

双桂は惟肖得巖の軒号である。従つて本書はこの永正十一年の湖月抄が流布して後の成立にかゝることが暗示される附言するが、「参乎^{シナルカナ}」と訓ずるのを当家の説と強調するのは、本書と古活字版の抄のみで、他は、

論語并他書ニ、人ノ名ノ下ニ、也ノ字ヲ多分ヲキ字ニカケリ、此ニ参乎ト乎ノ字ヲカクハ、乎呼同シ、孔子道ヲ伝ヘンカタメニ、参ト名ヲ呼出ス、ホトニ、乎ノ字ヲカク也、故常ノ置字ニ、カハレリ、一説参乎ト云心也、道ヲ伝ヘンハ、曾子ナルカナト云心也、(論語聴塵)

兪吾ニモ余ノ書ニモ、名ノ下ニハ、也ノ字ソ、コ、ニ限テ、乎ノ字ソ、乎ハ、呼ト同シ、孔子ノ道ヲ伝ン為ニ、参ト、名ヲ呼出ソ、一説ニ参乎ト云心ソ、曾参ノ一人ト云心ソ、此外ノ心アルハ口伝ソ、(困種本論語私抄)

という如く、一説としてあげるにとどまる。この読み方を当家の説と特に主張し、当家の秘説を殊更に喋々するのは

後述するが、却ってその成立が宣賢よりずっと降って近世初近くなるのではないかと推測を容れしめる節がある。

(リ)種本 古活字版論語抄

雙辺九行古活字本一〇卷十冊

宮内庁書陵部・刈谷市立図書館・日光山輪王寺慈眼堂・東京教育大学附属図書館（卷一九・二〇欠）・大東

急記念文庫（卷一・三・六、卷八以下欠）・京都大学附属図書館（卷一―三欠）蔵

雙辺（二三×一六・三糎）無界九行。経注文每行十八字注小字雙行。国字注は低一格每行字数不等。版心は黒口、

「論語抄（篇数）（丁数）」。教育大本は「船橋蔵書」の蔵印あり、清原家・故林泰輔博士旧蔵本にして、経注文に墨筆訓点、全卷に朱句点朱引が加えられている。

〔元和寛永中〕刊單辺九行古活字本一〇卷十冊

成實堂文庫・静嘉堂文庫蔵

單辺無界九行。経注文每行十八字注小字雙行。国字注は低一格每行字数不等。版心は大黒口。

本書は、经文及び何晏注を全載し、次にゾ・ナリ混合の仮名注を附した抄である。以上紹介した清家の抄はいずれも東山御文庫本・宣賢聴塵本の系で、その講義体乃至はそれを簡略化した類で、文章もほぼそれに因依している。それに対し、此は、勿論その解注の内容の趣旨大意に於ては変りあるわけではないが、文章その他の点で、その系列とは些か異なった趣を有する。前に倣って、朝聞道章からその一端を引用すれば、

子曰朝聞道夕死可矣
言將至死不聞
世之有道也

王道ノ不行事ヲ歎クソ孔子七十三ニシテ死スル時マテ一日片時ナリトモ道ヲ行フ事ヲ聞テ死タイト歎息スルソ諸
国ヲ遍歴スルハ一身ノ利セン為ニハ非ス若聖言ヲ聞入テ道ヲ行フ者カ有ント天下ヲ為ニ辺歴スル也朝ニ道ヲ聞テ
夕ニ死シテハ無専事ナレ共一身ノ為ニアラスト云事ヲ能知セン為也此ニ朝夕ト云ハ近ト云心ヤカテト云心ソ上ツ
ラハアサユウ也（雙辺本に拠る）

本抄は、非常に詳細な解釈で、此を聴塵に比すれば、引用の原文は殆どなく、聴塵が引用にのみ止めた説を和文の
講義体を以て紹介した所が多く、注解は概して一層平易に説明されておる。右に引用した箇所にては、他の抄が新
注による解釈も加えるに對し、此は旧注にのみよっているが、このような箇所は稀で、新注による解注を附加した所
は、本抄の方が寧ろ多い位である。新・旧注の字義上の通り一遍の解釈から更に一步進めた説明や特別な解注に及ぶ
に際しては、特に「外記云」「外記説」の如く、一々標記して述べるのが他の抄に比し形式上特色がある。清家の読
みくせや訓読点法についても詳記する所が多い。前記の諸抄に使用された参考書の外には、「性理群書」宋熊節編（顔
淵十二顔淵問仁章）の如き書名が見られる。本書は聴塵を始め前掲の清家の諸抄を基礎にするが、それ以外に、笑雲
清三編の湖月抄、或抄（湖月抄に一致する場合もあり）、芳卿光隣、蘭坡景蔭、大有、万里集九（その著「暁風集」
よりの引用か）の五山詩僧の諸説を引く所がある。本抄は、元來講義の筆録体で、巻初の方に、

外記云講此書ニ叢林ニハ孔子一期ノ事ヲ口ニ先講スレトモ其幸ニ世家等ニ在之又講筵モ久故不講之（ほぼ同文が種本業忠講説
書入本の中に見える）

と見え、且つ本抄には仏典からの引用が他の清家抄よりは、比較的多い所から考えて、或は仏徒を聴衆にした講筵の
聞書かもしれぬ。併しその筆録に、かなり手を加えたらしく、極めてよく整理され、読み易く整然となつておる。

本書には至る所「当家ニハ」とか、「家ノ点ニ」という言葉が見え、内容上からは前記の清家諸抄と全く一致する所から察すれば、その撰者が清家の人たることは容易に断定できる。併し、その成立年代、その講者の何人たるかは確かでない。本文内容の中から、その手懸りを求めれば、「外記常忠云」（公治長第五宰予昼寝章）、「是随分ノ秘説ソト環翠先生講スル也」（憲問第十四君子道者章）の句を見出す。従って本抄は、業忠・宣賢以後の編であることは明かである。学而篇道千乗国章で、方百里の解義の末に、

新註ノ語録ニ是ハ古ノ法ノ大略ヲ知ント云事計也細ニ窮テ無用ソ其ヲ論スル間ニ本理ヲ失スルソ漢ニテサヘ両義ソ又関東ニハ千乗ノ国ノ図ヲ作テワリ合スルヲ習ニスルソ不入事也

の如く足利学校を批評する口吻を所々に仄めかす口調が散見する。また本書は上記の通り、一々外記云と特記し、清家の秘説当家の説を殊更に強調する傾向を有する。此は先に言及した如く、寧ろ清原家の権威が漸次失墜せんとする背景の事情を暗示し、講者が家学の権威を保続しようとする焦躁感を無意識に露洩したものであるまいか。その意味に於ても、本抄の成立は室町末から近世初にかかるものであるう。

慶長初に入ると、清原家から見れば、辺陬の田舎学校と蔑視した足利学校の出身者達が、有力な武将と提携して、次第に中央に進出し、各方面の文化事業に活動を開始し、従来の五山の僧の地位に迫らんとする勢を示している。その尤なるものは家康の顧問に備った閑室三要等である。また儒者としては、冷泉家の出たる藤原惺窩の出現は、中世期の博士家や五山儒僧とは異った新鮮な印象を時人に与え出したことも否めない。新進の秀才林羅山は家康の幕下に入って活躍を始めている。この活字版論語抄はかかる新しい時代の転換期の潮流裡に成立したものと思われる。慶長年間、禁裡、公卿、五山叢林、武将の間に盛に経書を講演し、清原家の最後を飾ると称される秀才は清原秀賢である。

秀賢はその日記たる「慶長日件録」によれば、論語の連続講義を幾度か行っている。或は本書は秀賢の講説か編輯に成るものであろうか。

要するに本書は、従来の清家抄を基礎とし、その外の諸抄をも参照して、家説を鮮明にした講説であつて、他の清家抄に比して特別の新解釈があるわけではないが、豊富な内容を有し、細く平明に委曲を尽した解説を施し、宣賢の聴塵を敷衍し、それを補うものがある。学而篇曾子曰慎終章に於て、

慎ト云カ干要ソ程子カ義ニモ此段ハ礼ト誠トノ二ツヲ以テ云タト也慎ハ礼ヲ尽ス事ソ祭ニハ敬ヲ尽スソ誠ノ心ヲ尽シテ祭ニ敬セヨ也新注ニハ爰ヲ念ヲ入テミルソ追ト云ハ遠ク成者ヲ追ツイテ近キ如クニ憶イ成スソ正義ノ心ハ靡不有初鮮克有終ト云テ人毎ニ物ハ嚴重ナル者ソ遂テスル者希也学者如牛毛成者如麟角ト云テ学ニ志ス者ハ如牛毛多ケレトモ成立スル者ハ麒麟ノ一角ノ如クナソ終ヲ遂イテハ万事不成ソ慎終ト云ハ是ソ久キ事ヲ不忘書キ記シテモ遂ルカ追遠也朋友ノ交モ此行カ專ソ（同趣旨の簡単な文が前掲のい種本の書入に師講として見える）と。また同篇礼之用和為貴の章の注に、

新注ニハ小大ニモ用之ト句ヲキツテ読セタソ古注ニハ由之ト云テ下ノ句ヘツ、ケテ読ソ礼ト和トハ小事ニモ大事ニモ兼用イスト云事ナイソ前日礼義ヲ行フタラハ後日ニハクツロキ遊ヘト云テ兼用テハ無ソ礼ノ中ニ和アリ和中ニ礼在ソ朱子カ爰ヲ比判スルソ礼ト云者ハ嚴重ニシテ一毫モ犯シ乱ラヌ様ニ在事ナレハ和ト云者ハトコニ在ヘキソ其和ノ有処ヲ尋テ知イテハ道ハ知ラレマイソ和トハ吾心ノ平安ナル処ソ世話ニ心安イト云ヘル心ソ心安ク無テハ和テハ無者ソ譬ハ入公門鞠躬如ト云テ君ノ門へ入ル時ニハイカニモ躬ヲ恭ミ腰ヲカ、メテ入ルソ法ノ如クニシテ入レハ吾心カ安キソ若其礼ヲ忘テ緩怠ニシテ入タト思ヘハ心中カ不平ナソ一切ノ事ヲシチカヘタレハ心ハ不

安ナル者ソ不安ハ即チ不和ソ是ヲ以テ見ヨ礼ノ中ニ本来一箇ノ和有ソ更ニ礼ヲ離レテ外ニ和ハ無ソ至テ嚴処即至テ和処也和ト礼トヲ兩般ニハ見マイソ有新——是ヲハ新注ニハ下ノ文ニ付テ見ソ上ノ文ヲ受テ云タソ上ノ如クシテモ不行処カ有ソ和ヲ貴シト云ヲ知テ和ヲ干要ト計思テ礼ノ本ヘ立帰ラネハ其和カイタツラ物ニナリテ不行ソ上ノ和ハ礼ノ中ノ和ソ爰ノ和ハ礼ヲ離レントスル和ソ礼計テモクツロキカ無ソ少シ和セヨト云ヘル和ハ礼ヲ離タ和ソ少モ其和ヲ寛セハヤカテ礼ヲ離ル、ソ和ヲ聊カユルメ礼ヲ離レントセハ即チトツテ帰シテ礼ヲ以テ節スヘキノ不然ハ其和カ用ニタ、ヌソ和テモ無イ物ニナリ惡トカ逆トカ荒トカ別名カツクヘキノ程子カ心ハ朱子トカハルソ本注ニ似タソ

と解し、為政篇吾十有五章の「志于学」につき、

古ハ十五ニシテ大学ニ入ソ其以前小学ニ入ト云ヘ共心ヨリ不発ソ大学ニ入テ念々ニ学ヲ志シテアク事無ソ朱子カ義ニハ孔子ハ十五ノ歳既ニ聖人ノ志アルソ今ノ学者カ学ヲスルトモ学ニ志ストハ云マシキノ決然トシテ志学則止マラレサルソ志ト云字ニ有力ソ譬ヘハ飢渴シタ時ニ飲食ヲ見ル如クナソ念ヲカケマイト思テモ不休ソ片時モ学ヲ忘テ悠々ナル心アラハ志ト云字ハタ、ヌソ他人ノ不及処也是ヲ孔子ハ習ヘト云ヘル事也

と云うが如き表現は、文字章句の単なる惰性的説明ではなく、朱注の微妙の急所をよく意を尽して和文化し、聴塵の文を更に徹底し、思想的内容を一段と精審ならしめた感がある。単に宣賢抄を鸚鵡返しに講じた清家後期の抄とは格段の差がある。本書は清原家抄物の悼尾を飾る力作に価し、上に引いた志を解する解意の態度と言葉は潑刺たる活気を帯び、記誦文章の学から修身治国の実学へと移りつつある時代の転換を思わしめる。実に本書を含め中世期の仮名抄は両者を繋ぐ橋梁である。(以下次輯)